

経済価値ベースのソルベンシー規制に関する Q&A

令和 8 年 3 月

金融庁

変更履歴

日付	変更箇所
令和7年7月23日	公表。
令和8年3月23日	第3条-Q2修正、第4条-Q2追加、第47条-Q2追加、第65条-Q2追加、第72条-Q2修正、第72条-Q3修正、第72条-Q4追加、第75条-Q1修正、第91条-Q1修正、第121条-Q1修正、第130条-Q2追加、第140条-Q2追加、第160条-Q3追加、第162条-Q2追加、第162条-Q3追加、第162条-Q4追加、第171条-Q2追加、第172条-Q1修正、第172条-Q2追加、第173条-Q1修正、第173条-Q2修正、第173条-Q3追加、第174条-Q1追加、第175条-Q1追加、第184条-Q1追加

目次

第2章 総則	2
第2条 プロポーシヨナリティ原則関係	2
第3条 ルックスルー・アプローチ関係	6
第4条 格付区分関係	9
第2節 連結の範囲等関係	9
第3章 経済価値ベースの評価	10
第1節 総則関係	10
第2節 保険契約の評価関係(割引率以外)	12
第2節第3款 割引率関係	23
第3節 再保険回収額関係	27
第4節 税効果関係	28
第4章 適格資本	31
第5章 所要資本	37
第1節 総則関係	37
第2節 生命保険リスク関係(会社固有のストレス係数以外)	43
第2節第7款 会社固有のストレス・リスク係数関係(損害保険リスクと共通)	46
第3節 損害保険リスク関係(会社固有のリスク係数以外)	52
第4節 巨大災害リスク関係	53
第5節 市場リスク関係	56
第6節 信用リスク関係	60
第7節 オペレーシヨナル・リスク関係	64
第10節 非保険事業関係	64
第6章 内部モデル手法	66
第7章 子会社の取扱いに関する特例	74
第1節 子会社株式の取扱い関係	74
第2節第2款 控除合算手法関係	76
第8章 特例企業会計基準等適用法人等に関する特例	80
別表	81
その他	85

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、「保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の見積を超える危険に相当する額の計算方法を定める件」(令和7年7月23日金融庁告示第74号)の条文番号となっています。

第2章 総則

第2条 プロポーシヨナリティ原則関係

<プロポーシヨナリティ原則>

【関連条項】第2条

第2条-Q1 プロポーシヨナリティ原則を適用するに当たって留意すべき事項はありますか。

(A)

プロポーシヨナリティ原則に従い簡素化した手法(計算におけるある特定の要素又は方法を適用しない又は簡素化する手法をいう。以下同じ。)を採用する場合は、告示に記載されている手法(以下本項において「原則的な取扱い」という。)の採用により実務負荷が著しく増加すること、計算結果、特に最終結果であるソルベンシー・マージン比率に対する重要性が低いこと、情報利用者の意思決定を誤らせるものとなっていないこと、等の観点から総合的に判断されている必要があります。例えば、特に以下の点に留意する必要があります。

- ① 計算結果に対する重要性が低いことが、最終結果であるソルベンシー・マージン比率に与える影響や簡素化した手法の適用対象の規模や特性を踏まえ判断されていること。なお、当該判断は、「原則的な取扱いによるソルベンシー・マージン比率」と「簡素化した手法によるソルベンシー・マージン比率」の比較等による定量的評価が実務的に困難な場合、規模や特性等に応じて、その他の指標等による定量的評価、及び対象の性質等を踏まえた定性的評価によることもできる。
- ② 計算結果に対する重要性が低いことが、直近の利用可能なデータを用いて継続的に評価されていること。
- ③ 情報利用者の意思決定を誤らせるものとなっていないことが、簡素化した手法を用いることで保険会社等自身の事業特性、健全性、リスク管理の実態及びリスク・プロフィール等の見え方が変わっていないかを評価することにより、判断されていること。
- ④ 特段の事情がある場合又は原則的な取扱いに照らしてより適切な手法へ変更する場合を除き、継続的に同様の取扱いを採用していること。
- ⑤ 計算結果に対する重要性が低いという判断理由だけで簡素化した手法を採用せず、実務負荷や情報利用者の意思決定を誤らせるものとなっていないか等の観点も配慮して総合的に判断していること。
- ⑥ 簡素化した手法を複数採用する場合には、全体的な影響(累積的な影響)が、最終結果であるソルベンシー・マージン比率その他の情報利用者にとって重要な指標に重大な影響を及ぼしていないことを評価していること。

<プロポーシヨナリティ原則>

【関連条項】第 2 条

第 2 条-Q2 プロポーショナルリティ原則の適用において、簡素化した手法の適用可否を判断するための定量的な基準はありますか。

(A)

プロポーショナルリティ原則の適用は、各社の事業構造・特性、個別の項目の規模・性質・複雑性等にもよるため、「ソルベンシー・マージン比率に与える影響が X%未満であれば重要な差異とはみなさない」等の一律の定量的な基準は設けていません。

なお、プロポーショナルリティ原則の適用に当たっては、第 2 条-Q1 のとおり、計算結果に対する重要性が低いということだけでなく、その他の観点も留意した上で判断する必要があります。

<プロポーショナルリティ原則>

【関連条項】第 2 条

第 2 条-Q3 現在推計に与える影響が軽微であれば、プロポーショナルリティ原則を適用して、現在推計を簡素化した手法により計算することは許容されますか。

(A)

次の例のとおり、現在推計に与える影響だけでなく、適格資本等に与える影響も考慮した上で判断してください(なお、この事例は、重要性の基準値が適格資本の 10%であるということを意味するものではありません。)

また、第 2 条-Q1 のとおり、最終結果であるソルベンシー・マージン比率に与える影響や、その他の観点にも留意した上で判断する必要があります。

【前提】

- 適格資本:10、現在推計:100(貯蓄性商品)
- 現在推計は、個々の契約単位によるものと考えられるが、簡素化した手法として全ての契約をまとめて平均的な年齢及び解約・失効率を用いることによって計算
- その結果、現在推計に 1%の差異が生じた

【当該簡素化した手法の重要性の評価】

- 現在推計においては重要ではないと考えることもできるが、適格資本に対する相対的な影響度は(資産側に変化がないと仮定すると)10%
- 適格資本に対する影響度は、重要な差異と考えるべきであり、当該簡素化した手法を用いることはできない

<プロポーショナルリティ原則>

【関連条項】第 2 条

第 2 条-Q4 プロポーショナルリティ原則を適用するに当たって、簡素化した手法による評価と告示に記載されている手法による評価との差異が重要となる場合には、プロポーショナルリティ原則を一切適用できないのでしょうか。

(A)

簡素化した手法を用いることで、告示に記載されている手法による評価との差異が重要となり得る場合であっても、その他のいかなる適用可能な手法を用いてもより適切な近似値が得られない場合、適切な調整を行うことを前提として、当該簡素化した手法を用いることができます。

<プロポーショナルリティ原則>

【関連条項】第 2 条

第 2 条-Q5 プロポーショナルリティ原則により適用し得る簡素化した手法の例を教えてください。

(A)

以下はプロポーショナルリティ原則により適用し得る簡素化した手法の例ですが、プロポーショナルリティ原則の適用は、各社の状況によるものであり、第 2 条及び第 2 条に関する Q&A に記載の内容を考慮し、適用することが妥当であるものに限られる点に留意してください。

① 保険負債における契約の認識

会計ベースの保険負債と同様の取扱いとすることが考えられる。

② 支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）

次の点に留意した上で、会計ベースの支払備金を用いることが考えられる。

- a. 金利の割引による差異の影響が限定的であることが、金額規模や金利影響分析等（支払が長期に及ぶものでないこと等）で確認されていること。
- b. 採用する手法（推定モデル）について、安定的な過去実績があることや影響が限定的であることが、金額規模やバック・テスト等で確認されていること。
- c. 会計ベースの支払備金において考慮されていない未払損害調査費等に関して、差異の影響が限定的であることが、金額規模や影響額試算等で確認されていること。
- d. その他、簡素化した手法の採用に伴い重要な差異を生じさせる点について、それが結果にもたらす影響が軽微であることにつき、金額規模や影響額試算等で確認されていること。

③ 再保険回収額における再保険金等の回収の不確実性

例えば以下の観点に基づき回収不能想定額の金額的重要性が低いことを確認した

上で、出再先の債務不履行に起因する再保険金等の回収の不確実性を見積もらないことが考えられる。

- a. 出再先の信用状況、財政状態及び過去の回収不能実績等を踏まえて評価した回収不能が発生する蓋然性
- b. 格付会社が公表しているデフォルト率及び信用リスクの計算に使用するリスク係数等

④ 市場価格のない株式等及び組合等への出資
会計ベースの金額とすることが考えられる。

⑤ 資産集中リスク

取引相手方グループごとの集計が困難な場合、例えば次の取扱いとすることが考えられる。

- a. 取引相手方グループごとに把握することが困難なエクスポージャーについて、重要性が低い場合は、取引相手方グループごとに配賦せず、代表的な取引相手方グループのエクスポージャーとして取り扱う。
- b. 取引相手方グループごとの株式リスク又は信用リスクを精緻に把握することが困難な場合、重要な影響を及ぼさない範囲で、適切な指標による按分計算等により算出する。

⑥ 連結ソルベンシー・マージン比率における少額短期保険業者の取扱い

例えば次の取扱いとすることが考えられる。

- a. 経済価値ベースのバランスシートにおいては、保険負債等の経済価値評価の額への評価替えを行わない。
- b. 所要資本は、保険事業の所要資本の計算の対象とはせず、少額短期保険業者単体のソルベンシー・マージン比率に用いるリスク相当額(平成18年金融庁告示第14号第4条に基づき算出される額)を、非保険事業の所要資本に加える。

⑦ インフレ連動型年金の将来インフレ率

理論的には、将来のインフレ率に関する完全な確率論的モデルが必要となり得るが、次の点に留意した上で、現在推計における将来の年金支払額の計算前提として単一の将来インフレ率を用いることが考えられる。

- a. モデリング及び関連するパラメータの正当化の複雑性
- b. インフレ率と死亡率が無相関と仮定できること

なお、保険負債については、将来キャッシュ・フローの予測において、約款上の取扱いのうち保険数理の実務に照らして考慮することが一般的ではないもの(例えば、保険料

の払方の年払から月払への変更。)は、プロポーシヨナリティ原則を適用することなく、考慮しないことができるものとします。

第3条 ルックスルー・アプローチ関係

<裏付けとなる資産の特定>

【関連条項】第3条

第3条-Q1 投資信託等その他の金融商品について、保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引を完全に把握することができない場合、どのような手法を用いることができますか。

(A)

投資信託等その他の金融商品について、合理的な範囲で可能な限りの情報収集を行っても得られない情報がある等により、保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき所要資本等を計算する(以下「ルックスルー・アプローチ」という。)ことが完全にはできない場合、部分的にルックスルー・アプローチを適用することが許容されます。これには、投資信託等のうち完全にルックスルー・アプローチが適用できる部分にルックスルーを行い、完全には適用できない他の部分に他の手法を用いることも含まれます。

完全にはルックスルー・アプローチを適用できない場合に取得する手法として、ある投資ファンドについて、当該ファンドがまず、その契約で許容される上限まで、最大の所要資本を課せられる資産に投資し、その後、合計投資額が上限に達するまで、所要資本が高い資産から順に投資を行うと仮定すること(以下「マンドレート方式」という。)が考えられます。この場合においては、明確な遵守事項として設定される基準がある場合は、その内容に基づくことが考えられますが、投資方針やガイドラインといった目安としての基準の場合は、実態として遵守事項として機能しているか否かを検討する必要があります。例えば、目安としての基準であっても、毎期の運用報告書の確認その他のファンドに対するモニタリングを通じて、その基準どおりの運用がなされていることが継続的に確認される場合は、実態として遵守事項として機能していると判断できます。

<裏付けとなる資産の特定>

【関連条項】第3条

第3条-Q2 投資信託等その他の金融商品について、保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づく計算は、例えばどのような場合に求められますか。

(A)

市場リスクにおいては、例えば、合同運用型ファンド、ヘッジファンド、強制転換社債、仕組債、リパッケージ債等に対して、当該金融商品に組み込まれている全ての間接的な

エクスポージャーを特定するために、ルックスルー・アプローチが適用され得ます。

また、適格資本においても、間接的に保有している自己の資本調達手段に関する適格資本の調整を認識する場合にも同様のアプローチが適用され得ます。

ただし、単体ベースの計算に当たり、第 1 条第 9 号の連結子会社等に該当する投資信託等(例:特定目的会社)については、第 3 条のルックスルー・アプローチを適用することはできません(子会社株式に係る特例手法に関しては第 174 条-Q1 を参照)。

<ファンド・オブ・ファンズの取扱い>

【関連条項】第 3 条

第 3 条-Q3 投資している投資信託等が別のファンドに投資している場合、どのように取り扱えばよいですか。

(A)

ファンド・オブ・ファンズのように直接投資しているファンド(ファンド①)が別のファンド(ファンド②)に投資している場合についても、第 3 条の規定がそれぞれのファンドに対して適用されることとなります。

<ルックスルー・アプローチに用いる情報の基準日>

【関連条項】第 3 条

第 3 条-Q4 ルックスルー・アプローチにより投資信託等の裏付けとなる資産及び取引を判断する上で必要となる明細情報は、ソルベンシー・マージン比率算出の基準日より前の直近のものを利用することは許容されますか。

(A)

ルックスルー・アプローチにより投資信託等の裏付けとなる資産及び取引を判断するため、保険会社等は明細情報を取得する必要がありますが、投資信託等ごとに一貫性をもって用いることを前提に、ソルベンシー・マージン比率算出の基準日に対応する明細情報に代えて、当該基準日前の直近の明細情報を利用することも可能なものとします。

<レバレッジの掛かった投資信託等のルックスルー・アプローチ>

【関連条項】第 3 条

第 3 条-Q5 投資信託等がレバレッジを掛けている場合は、どのように取扱うことが考えられますか。

(A)

完全にルックスルー・アプローチが適用できる場合には、借入金等も含む当該投資信託等の裏付けとなる個々の資産、負債及び取引に基づいて経済価値ベースのバランスシートに計上してください。

完全にはルックスルー・アプローチを適用できない場合には、当該投資信託等のレバレッジの比率(投資信託等の純資産に対する総資産の比率)を用いて、エクスポージャーを調整した上で、マニフェスト方式を適用すること等が考えられます。この場合、経済価値ベースのバランスシートにおいて、当該投資信託等は、レバレッジの比率で調整後の額に基づいて計上することが必要です。また、レバレッジの比率は、実際のレバレッジの比率が判明していれば当該レバレッジの比率を用いることが考えられますが、不明な場合には、資産運用基準において許容される最大のレバレッジの比率とすることが考えられます。

所要資本は、組替え後の経済価値ベースのバランスシートに基づき、第5章の規定を適用して計算してください。ただし、投資信託等は、投資額を超えた損失が生じないことから、各サブリスクの計算において、投資額を当該投資信託等から生じる損失額の上限とすることができます。

【計算例】 3倍のレバレッジが掛かった投資信託への投資

- 投資額 : 100 百万円
- 資産 : 300 百万円(全て先進国上場株式)
- 負債 : 200 百万円

このとき、株式リスクにおける先進国上場株式の下落シナリオ時の損失額の計算においては、 $\text{Min}(300 \text{ 百万円} \times 35\%, 100 \text{ 百万円})$ を当該投資信託の損失額とすることができる。

<ルックスルー・アプローチを適用した場合の時価>

【関連条項】第3条

第3条-Q6 上場投資信託や上場 REIT のような、活発に取引される市場価格(レベル1時価)があるケースでルックスルー・アプローチを適用した場合、裏付け資産の時価合計は必ずしもレベル1時価には一致しないことがあります。この場合、どのように取り扱うことが考えられますか。

(A)

ルックスルー・アプローチを適用する投資信託等にレベル1時価がある場合、裏付け資産の時価合計が投資信託等のレベル1時価と一致するように、各裏付け資産の時価を比例的に調整してください。

なお、レバレッジの掛かった投資信託等であって、第3条-Q5に基づき投資信託等の裏付けとなる個々の資産及び負債に組替えを行っている場合は、資産の額から負債の額を控除した額が投資信託等のレベル1時価と一致するように裏付けとなる資産及び負債を比例的に調整してください。

第4条 格付区分関係

<格付区分の推定>

【関連条項】第4条

第4条-Q1 無格付のエクスポージャー又は事業体について、エクスポージャーの裏付けとなる資産や事業体が保有している資産に基づいて、格付を推定することはできますか。

(A)

できません。

<格付区分の推定>

【関連条項】第4条

第4条-Q2 ある資産について、約定から受渡までの期間が基準日を跨ぐ場合であって、格付が受渡時に付与されるとき、基準日時点の計算において受渡時に付与されることが想定される格付を使用することはできますか。

(A)

約定時に指定された格付が付与されなければ取引から離脱可能である等の条件が付与されている場合においては、受渡前の基準日の計算であっても、約定時に指定された格付を用いることは可能です。

第2節 連結の範囲等関係

<連結の範囲>

【関連条項】第6条第1項

第6条-Q1 ソルベンシー・マージン比率に重要な影響を与える金融子会社を連結の範囲に含める必要がありますが、重要な影響はどのように判断することが考えられますか。

(A)

ソルベンシー・マージン比率への影響の評価にあたっては、計算結果(特に最終結果であるソルベンシー・マージン比率)に対する重要性が低いこと、情報利用者の意思決定を誤らせるものとなっていないこと等の観点から総合的に判断する必要があります。また、これらの判断にあたっては、当該金融子会社が有する資産・負債の規模やリスク特性、当該金融子会社に資本要件が課されている場合はその充足状況、ORSA や ERM 等における当該金融子会社に対するリスク評価及び第2条-Q1 に掲げた各観点等を考慮する必要があります。

<連結の範囲>

【関連条項】第6条第2項

第6条-Q2 連結貸借対照表において連結の範囲に含まれない議決権のない投資スキームへの投資は、個別又は総体としてグループ全体に重大なリスクをもたらす場合に連結の範囲に含める必要がありますが、グループ全体に重大なリスクをもたらすかどうかはどのように判断することが考えられますか。

(A)

重要なリスクはグループにもたらすリスクに関連するものです。グループのリスクに大きく寄与するものを検討するにあたり、例えば、関連する事業体の総資産又は総収入が、グループの総資産又は総収入の1%を超えるかどうかを評価することが考えられます。さらに、全ての重要でない事業体を合計した結果、グループの総資産又は総収入の5%を超える場合、重要なリスクを見逃している可能性があり、追加的に事業体を連結の範囲に含めることが考えられます。

なお上記に関わらず、ソルベンシー・マージン比率その他の情報利用者にとって重要な指標に重要な影響を与える場合についても、個別又は総体としてグループ全体に重大なリスクをもたらす場合に該当するものと考えてください。

<保険事業>

【関連条項】第7条第2項

第7条-Q1 保険事業に分類される会社について保険業法における規定が参照されておりますが、これら保険業法における規定が改正で追加される前に認可申請を行った子会社について、当該子会社が基準日時点の保険業法の規定を前提とした場合に保険事業に該当するとき、当該子会社を保険事業に分類することは認められますか。

(A)

基準日時点の保険業法の規定を前提とした場合に保険事業に該当するときは、認可申請時の内容に関わらず、保険事業に分類することで問題ありません。

第3章 経済価値ベースの評価

第1節 総則関係

<金融商品、不動産、保険約款貸付並びに海外子会社の保有する資産の時価評価>

【関連条項】第10条第2号、第4号、第8号

第10条-Q1 金融商品、不動産、保険約款貸付の時価評価はどのように行うべきでし

ようか。また、海外子会社の保有する資産について、現地の時価評価に関する会計基準に沿った評価をすることは許容されますか。

(A)

それぞれ次の方法により時価評価を行うものとします。ただし、貸借対照表等(特例企業会計基準等適用法人等にあつては財政状態計算書)においてリース取引に係る資産・負債(使用権資産、リース債務等)を計上している場合について、これらの資産・負債は評価替えを要しません。

① 金融商品

時価の定義や時価の算定方法については、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」に従う。なお、市場価格のない株式等及び組合等への出資について、これらにおける「時価評価しない」、「時価をもって貸借対照表価額とすることは求められていない」等の記載にかかわらず、市場価格のない株式等及び組合等への出資についても、原則として時価で評価するものとする。また、負債の部に計上されるものにあつては、保険会社等の信用状態の変化を考慮しないものとする必要があり、例えば、貨幣の時間価値の変化のみを反映(すなわち、イーールド・カーブのみ更新)した現在価値を用いることが考えられる。

② 不動産

賃貸等不動産は、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」及び「賃貸等不動産の時価の開示に関する会計基準の適用指針」で示される時価、賃貸等不動産以外の不動産は、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」で示される「正味売却価額」を算定する場合に用いられる時価に基づき評価する。なお、借地権の時価評価を行う際に、借地権に係る土地の評価を行う必要がある場合も、上記の会計基準及び適用指針に基づき評価する。

③ 保険約款貸付

時価の評価に関連する会計基準に沿って時価評価を行う。その際、時価評価の手法として、過去実績から推定した返済率等に基づきキャッシュ・フローを生成し、その割引現在価値を計算する方法等が考えられる。また、保険約款貸付の性質から簿価が時価を近似している場合には、簿価を時価として用いることも考えられる。

なお、海外子会社を有する場合において、当該子会社の保有する資産を当該子会社が所在する法域において示されている時価評価に関連する会計基準に従い評価することは許容されますが、当該評価替えについても他の評価替えと同様に妥当性を確認することは必要となります。

<繰延資産>

【関連条項】第 10 条第 7 号

第 10 条-Q2 第 10 条第 7 号で繰延資産を 0 に評価替えすることが規定されていますが、繰延新契約費及び取得事業価値(例:VOBA)も当該規定の対象という理解でよいですか。

(A)

ご理解のとおりです。

第 2 節 保険契約の評価関係(割引率以外)

<計算手法、モデル及び前提条件の作成方法の変更>

【関連条項】第 12 条、第 13 条

第 12 条-Q1 計算手法、モデル又は前提条件の作成方法を変更する場合に、留意すべき事項はありますか。

(A)

計算手法、モデル又は前提条件の作成方法を変更する場合、以下の点に留意する必要があります。

- ① 計算手法、モデル及び前提条件の作成方法の変更プロセスについて、適切に文書化していること。
- ② 計算手法、モデル及び前提条件の作成方法の変更についての適切な文書化、変更による影響度に応じて十分に上位のレベルで承認を行う態勢の整備等、適切なガバナンス態勢を確保していること。

<データに関する要件>

【関連条項】第 12 条、第 13 条

第 12 条-Q2 現在推計の計算に用いるデータについて、留意すべき事項はありますか。

(A)

データの選択においては、以下の事項を考慮する必要があります。

- ① データの正確性、完全性及び適切性の基準に基づくデータ品質
- ② データの収集及び処理において、適用及び設定されている仮定
- ③ 定期的なデータ更新の頻度及び追加的な更新が必要になる状況

①における正確性、完全性及び適切性の基準は以下のとおりです。

「正確性」

- a. データに重大な誤りや欠損がないこと。

- b. 適時かつ時系列で整合的に記録されたデータであること。
- c. 同一の推定に使用されるデータにおける期間ごとのデータの集計方法や処理方法が整合的であること。

「完全性」

- a. 基礎となるリスクの特性を評価し、リスクの傾向を特定するために、包括的かつ網羅的で十分な過去の情報が含まれていること。
- b. 現在推計の計算に使用するデータから、関連するデータが正当な理由なく除外されていないこと。

「適切性」

- a. 使用目的に照らして十分な関連性を有し、客観的でバイアスを含まないデータであること。
- b. 保険会社等自らの保険契約の状況を適切に反映しているデータであること。
- c. 現在推計の計算で行われた推定において、推定誤差が大きくなりすぎない程度に十分な量と性質のデータが確保されていること。

これらの基準を満たすための取組みとしては、例えば以下のものが考えられます。

- a. データ品質の毀損やデータ改ざん等の防止のため、データ編集等の権限を制限する等のデータに関する適切な統制の整備
- b. データソース、データの収集及び処理の方法並びにデータの更新プロセス(定期的な更新のタイミング及び追加の更新を要する状況を含む)等の適切な文書化
- c. 特に正確性、完全性及び適切性の基準を満たさないデータを利用する場合における、データに内在する主要な不確実性又は限界の特定、当該不確実性又は限界に対する適切な是正措置の実施及びそれらについての文書化

<外部データの使用>

【関連条項】第 12 条、第 13 条

第 12 条-Q3 外部データを使用する場合に留意すべき事項はありますか。

(A)

外部データを使用する場合は、第 12 条-Q2 に記載しているデータ品質における正確性、完全性及び適切性の基準に加え、重要性に応じて以下の点にも留意する必要があります。

- ① 内部データを使用するよりも外部データを使用することが適切とみなされる合理的な理由があること。
- ② 使用する外部データのデータソース並びに当該データの基礎となる前提条件及び方法論(当該データの対象期間において実施された前提条件及び方法論に対する変更の内容を含む。)を可能な範囲で把握していること。
- ③ 外部データの基礎となる前提条件及び方法論は、保険会社等の自らのリスク特性を

反映するために適切なものとなっていること。

<データの除外>

【関連条項】第 12 条、第 13 条

第 12 条-Q4 将来キャッシュ・フローの計算に用いるデータに一時的な要因により生じた実績データが含まれる場合、当該実績データを除外することはできますか。

(A)

将来キャッシュ・フローの計算に用いるデータに一時的な要因により生じた実績データが含まれており、こうした傾向が今後継続しないと判断する場合は、将来キャッシュ・フローの計算に用いるデータから当該実績データを除外する等の調整を行うことが考えられます。ただし、この場合、例えば以下の点に留意する必要があります。

- ① 当該実績データが一時的な要因によるものであるという合理的な判断根拠があること。
- ② 当該調整が現在推計に与える影響額を把握すること。
- ③ 一時的な要因による影響を考慮した取扱いが前提条件間で整合的に行われていること。

<データが不十分な場合の計算>

【関連条項】第 12 条、第 13 条

第 12 条-Q5 データが不十分であることで信頼性の高い保険数理的手法が適用できない場合、どのような方法により計算を行うことが考えられますか。

(A)

データが不十分であることにより信頼性の高い保険数理的手法が適用できない場合、以下の要件を全て満たすことを条件に、代替的な手法として適切な近似計算を行うことができます。ただし、第 2 条に規定するプロポーショナリティ原則に則して重要性に応じた簡素化した手法を採用する場合には、この限りではありません。

- ① データの不足が、外部データを使用しても改善できないこと。
- ② データの不足を改善するためにデータを調整することが、近似計算以上に合理的でないこと。

なお、データの不足が、現在推計の計算に使用されるデータの収集、保存又は検証のための内部プロセスの不備に起因する場合には、極力その不備を解消し、データの確保に努める必要があります。

<現在推計に用いる前提条件>

【関連条項】第 12 条、第 13 条

第 12 条-Q6 現在推計に用いる前提条件について留意すべき事項はありますか。

(A)

現在推計の計算に用いる前提条件を設定する際には、重要性等を踏まえ、以下の点に留意する必要があります。

- ① 商品別、性別、年齢別又は経過年数別等リスク特性の差異に応じた適切な区分ごとに前提条件を設定していること。
- ② 必要に応じて一定のグルーピングを行う等十分なデータ量が確保されていること。
- ③ 前提条件の設定プロセスについて、例外的な取扱い等も含めて適切に文書化していること。
- ④ エキスパート・ジャッジメントに基づき前提条件を設定した場合は、設定した前提条件、当該前提条件を使用することによる現在推計への影響、エキスパート・ジャッジメントの根拠、関与した専門家及び専門家の適格性に関する情報(資格・経験等)等について、適切に文書化していること。
- ⑤ エキスパート・ジャッジメントの実施プロセスを適切に文書化し、実施されたエキスパート・ジャッジメントが、その重要性に応じて十分に上位のレベルで承認されていること。
- ⑥ 不確実性の源泉となり得る主要な前提条件について、現在推計に与える影響を感応度分析等によって把握していること。
- ⑦ 現在推計と実績の比較を行い、その差異について合理的に説明可能であること。
- ⑧ 必要に応じて前提条件の設定方法等の改善を検討するプロセスを構築していること。

<現在推計に用いる前提条件における期待される将来の状況の評価>

【関連条項】第 12 条、第 13 条

第 12 条-Q7 現在推計に用いる前提条件において、将来の状況の評価する際に考慮すべき事項はありますか。

(A)

現在推計に用いる前提条件は、基準日時点で利用可能な全ての最新の情報に基づき、現在推計に影響を与え得る将来の事象やトレンド、過去のデータでは発生が捉えられていないが将来発生が見込まれるリスク等を考慮することが必要です。特に以下の変化を考慮するものとし、当該変化が起こり得る、及び当該変化が保有契約から生じるキャッシュ・フローに影響を与え得るという根拠があるかどうかを十分に検討の上、期待される将来の状況を反映してください。

- ① 第 13 条第 6 項第 1 号に掲げる将来の人口動態、法律、医療、技術、社会及び経済の発展等における変化
- ② 保険引受手続や損害調査手続において、保険契約ポートフォリオに対する過去データの関連性に影響を与え得るような変化

<現在推計に用いる前提条件における将来トレンド>

【関連条項】第 12 条、第 13 条

第 12 条-Q8 現在推計の計算における将来トレンドの反映に当たって考慮すべき事項はありますか。

(A)

死亡率等の保険関係の前提条件に対する将来に向けたトレンドの反映の要否、程度及び反映期間については、各社が実態を踏まえて合理的に判断するものとしますが、これらの判断に当たっては、必要性及び実行可能性等を踏まえ、例えば以下の確認によって客観性を確保する必要があります。

- ① 将来人口動態予測等の公的データや公的医療機関等の社会的トレンド等との整合性の確認
- ② 引受条件及び給付内容等の商品特性との整合性の確認

<実績が未判明な商品に関する現在推計に用いる前提条件>

【関連条項】第 12 条、第 13 条

第 12 条-Q9 実績が未判明なものや新商品等に関する前提条件の設定に当たって留意すべき事項はありますか。

(A)

販売開始から間もない商品等において、実績データが十分でない場合には、類似商品の実績データや外部データ、保険料設定時に使用した前提条件等を使用することが考えられますが、使用するデータが自社ポートフォリオのリスク特性と整合的であるかを確認し、必要に応じてデータの調整を行う必要があります。また、外部データを使用する場合は、第 12 条-Q3 に記載している外部データの使用についての留意点を考慮する必要があります。

<現在推計の計算に用いる前提条件における巨大災害の取扱い>

【関連条項】第 12 条、第 13 条

第 12 条-Q10 現在推計の計算に用いる前提条件に、巨大災害事象の影響はどのように反映すべきですか。

(A)

過去データでは捉えられていない現在推計に影響を与え得る事象として、契約内容や金額的重要性等を踏まえ、必要に応じて例えば以下の調整を行うことが考えられます。

- ① 生命保険契約において、実績データに基づく死亡率・発生率に対して、極限事象(大地震や感染症の流行)の影響を考慮した上乘せを行う。
- ② 損害保険契約において、実績データに基づく損害率に対して、過去データでは捉えられない大規模な自然災害等の影響を考慮した上乘せを行う又は大規模な自然災

害等を含む期待損害率を自然災害モデル等により合理的に算出する。

＜現在推計の計算に用いる前提条件の基礎となるデータの期間＞

【関連条項】第 12 条、第 13 条

第 12 条-Q11 将来キャッシュ・フローは最新の情報を反映することが規定されていますが、実務上困難な場合、基準日より前の時点までのデータを用いて前提条件を作成することは許容されますか。

(A)

実務上困難な場合、基準日より前のある時点（以下本項において「データ基準日」という。）までのデータを用いて、基準日の評価に適用する前提条件を作成することは考えられます。

ただし、データ基準日から基準日までの間に、当該前提条件について大きな状況の変化がないことを確認する必要があります。確認の結果、データ基準日から基準日までの間に、前提条件に一定の影響を及ぼし得る状況の変化が認められる場合には、前提条件を再作成するか、データ基準日における前提条件に対して適切な調整を加えることで基準日の状況を反映することが考えられます。

＜既経過責任に係る将来キャッシュ・フロー＞

【関連条項】第 13 条第 1 項

第 13 条-Q1 基準日以降に生じる保険契約上の債務を履行することに関連するキャッシュ・フローは、既経過責任に係るものを含むとありますが、既経過責任に係る将来キャッシュ・フローの評価対象を教えてください。

(A)

既経過責任に係るキャッシュ・フローは、基準日以前に発生した事故から生じる全てのキャッシュ・フローを反映するものとし、既発生未報告の事故についても含めるものとします。

＜事業費に係る将来キャッシュ・フロー＞

【関連条項】第 13 条第 4 項

第 13 条-Q2 事業費に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たって留意すべき事項はありますか。

(A)

対象とする事業費、新契約費と維持費の区分及び維持費の配賦方法等については、以下の点に留意する必要があります。

- ① 対象とする事業費、新契約費と維持費の区分及び維持費の配賦方法等に関する設定については、各社の事業実態等を踏まえた合理的なものとなっていること。

- ② 対象とする事業費、新契約費と維持費の区分及び維持費の配賦方法等に関する設定プロセス並びに実施した例外的な取扱いについて、適切に文書化していること。

例えば、損害保険契約の経費配賦について、未経過責任に係る部分及び既経過責任に係る部分の各々について、金額又は件数当たりの間接経費をゴーイング・コンサーン・ベース(将来にわたって事業活動を継続する前提)で見積もり、各々、予測される金額又は件数を乗じることで、間接経費を予測すること等が考えられます。

また、事業計画の見直しによる影響及び会社規模の変動や生産性・効率性の向上の影響等による将来の事業費の変動を前提条件に反映する場合は、現実的、客観的、かつ、検証可能なデータや情報に基づくものとし、特に以下の点に留意する必要があります。

- ① 事業計画の見直しによる影響を将来キャッシュ・フローに反映する場合、当該事業計画が取締役会等から承認を受けていること。
- ② 会社規模の変動や生産性・効率性の変化(新契約の停止等に伴う会社規模の縮小を含む。)による事業費率への影響を将来キャッシュ・フローに反映する場合、事業計画等を踏まえた客観的、かつ、現実的なものとなっていること。
- ③ 将来の事業費の変動に関する前提条件が現在推計に与える影響額を把握していること。

<将来の裁量給付>

【関連条項】第13条第5項

第13条-Q3 将来キャッシュ・フローにおける将来の裁量給付に反映すべき非保証金額は、どのようなものが考えられますか。

(A)

将来の裁量給付に反映すべき非保証金額は、例えば次のものが考えられます。

- ① 資産運用利益又は保険引受利益の一部を保険契約者に配分する法的又は契約上の義務に関連する配当金
- ② 参照する資産ポートフォリオが保証利率により保証される額より多くのリターンを獲得することが期待され、裁量によって追加的な保証利率の上乗せを実施できる場合、期待される裁量による保証利率の上乗せ

また、将来の資産ポートフォリオ利回りの予測としては、例えば次のものが考えられます。

将来の資産ポートフォリオ利回りの予測は、基準日時点で保有している資産ポートフォリオに基づくものとし、予測において新規投資が生じる場合、当該新規投資は第3章第2節第3款で規定するイールド・カーブと整合的な利回りを獲得するものとし、結果と

して、当該資産ポートフォリオの利回りは、基準日時点の簿価利回りから始まり、保有資産が満期を迎え、新規投資が行われるに伴い、当該イールド・カーブに収束していくものとして計算します。同様に、ストレス状況下で異なるイールド・カーブを想定した評価が要求される場合、当該資産ポートフォリオの利回りが規定されたストレス下でのイールド・カーブへ収束することを反映して、キャッシュ・フローの予測を再度行うものとします。その際、例えば配当キャッシュ・フローには、ストレス下における資産ポートフォリオのリターンに基づく期待支払額を反映することが考えられます。

<保証とオプションの評価対象>

【関連条項】第 13 条第 8 項

第 13 条-Q4 将来キャッシュ・フローにおいて反映すべき保証とオプションは、どのようなものが考えられますか。

(A)

保証とオプションの評価対象は、あらかじめ定められた契約条件で、原資産ポートフォリオの投資リターン及びインデックスのパフォーマンス等の金融指標の変動の結果として、保険契約者が保険会社等に損失を移転する又は追加の利益を受け取る可能性がある保険契約等とし、評価対象になり得る例として以下が挙げられます。なお、以下にかかわらず、販売チャネル、商品特性及び実績等を踏まえ、保険会社等が適切、かつ、重要と考える保証とオプションも評価対象に含める必要があります。

- ① 動的解約(金利等外部環境の変化に伴う保険契約者の解約行動の変化による影響)
- ② 契約者配当
- ③ 変額保険及び変額年金の最低保証(最低死亡保証等)
- ④ 利率変動型商品の最低予定利率保証

<保証とオプションの評価方法>

【関連条項】第 13 条第 8 項

第 13 条-Q5 保証とオプションの評価において、経済シナリオを用いる場合に留意すべき事項はありますか。

(A)

保証とオプションの評価において用いられる経済シナリオ(保険会社等以外が設定したシナリオを用いる場合も含む。)については、以下の点に留意し各社が適切と考えるシナリオを設定する必要があります。

- ① 必要性や実行可能性等を踏まえ、シナリオの妥当性確保のための取組みを定期的(例えば、1年に1回)に行っていること。なお、当該取組みとしては、例えば以下が挙げられる。
 - a. マルチンゲール・テスト(各シナリオの元本とリターンの平均値が無裁定性を満たすことの確認)の実施等の数理的な検証

- b. 評価日時点の市場環境との整合性の確認
 - c. 相関等のパラメータに関する市場データとの比較
 - d. 特性の近いオプションの市場価値との比較及び整合性の確認
 - e. イールド・カーブ等の前提及びリスク評価との整合性の確認
- ② 使用したデータ、設定手法及びモデル等に関する適切な文書化を行っていること。

<保険契約者行動>

【関連条項】第 13 条第 9 項

第 13 条-Q6 将来キャッシュ・フローにおいて、保険契約者の行動を反映する際に留意すべき事項はありますか。

(A)

保険契約者行動を反映する際は、以下の点に留意する必要があります。

- ① 適切な統計上及び経験上の証拠に基づき保険契約者行動に関する前提条件を設定する場合、第 12 条-Q2、第 12 条-Q6 等に留意するものとし、市場金利及び為替等の外部環境並びにその他オプションの行使に影響を与え得る要因を考慮すること。
- ② 適切な統計上及び経験上の証拠に基づき保険契約者行動に関する前提条件を設定することが困難な場合に、エキスパート・ジャッジメントに基づいて当該前提条件を設定するときは、第 12 条-Q6 におけるエキスパート・ジャッジメントに関する事項に留意することに加え、重要性等を踏まえ妥当性確保のための取組みを定期的(例えば 1 年に 1 回)に行っていること。なお、当該取組みとしては、例えば以下が挙げられる。
 - a. 過去の契約者行動との比較等のバック・テスト
 - b. 複数の合理的なモデルが存在する場合には、モデルごとの結果の主要な差異や当該差異に対する考察を踏まえたモデル選択の適切性の確認
- ③ 保険契約者行動のうち保険契約者が解約等の契約上のオプションを行使する可能性は、将来的な見通しを考慮するものとし、特に以下の事項を考慮すること。
 - a. 過去及び期待される保険契約者行動(マネジメント・アクションに対する反応も考慮する)
 - b. 特定の状況下で、オプションの行使が保険契約者にもたらす利益の程度
 - c. 経済環境

<マネジメント・アクション>

【関連条項】第 13 条第 10 項

第 13 条-Q7 マネジメント・アクションを認識するに当たって、留意すべき事項はありますか。

(A)

将来のマネジメント・アクションを認識する場合には、マネジメント・アクションが客観的、

現実的、かつ、検証可能であることを確認する必要があります。また、その際には以下の点に留意する必要があります。

- ① 過去の実際のマネジメント・アクションと比較して、想定される将来のマネジメント・アクションが現実的なものであること。
- ② マネジメント・アクションの実施内容及びマネジメント・アクションが実施される特定の状況等が、取締役会等において承認された方針や社内規定等に反映されている等、特定の状況下でマネジメント・アクションが実行される蓋然性が高いことについて、第三者が検証可能であること。
- ③ 現在推計におけるマネジメント・アクションの設定方法及び設定内容の根拠等について適切な文書化を行っていること。
- ④ 保険契約者に対する義務及び規制等の法的要件に矛盾しないものであること。
- ⑤ 複数のマネジメント・アクションを認識する場合、マネジメント・アクション間で不整合が生じていないこと。

<契約の境界線>

【関連条項】第 14 条

第 14 条-Q1 契約の境界線の判断に当たって、「保険契約を終了させる又は支払期日が到来した保険料の受領を拒否できる一方的な権利を有する」とは、そのような法的な権利があることを指しますか。あるいは、経済実態を踏まえて判断するものですか。

(A)

経済実態ではなく、法的権利(約款等により保険会社等が当該権利を有することが規定されている等)に基づいて判断してください。

<契約の境界線>

【関連条項】第 14 条

第 14 条-Q2 契約の境界線の判断に当たって、「当該保険契約の保険料又は保険金等を変更することにより、当該保険料に当該保険契約のリスクを完全に反映させることができる一方的な権利を有する」とは、具体的にどのような場合を指しますか。

(A)

保険会社等が、保険金支払実績等を活用し、当該保険契約のリスク顕在化の影響を反映した保険料率又は保険金の設定が可能な場合等を指します。

<契約の境界線>

【関連条項】第 14 条、第 33 条第 6 項

第 14 条-Q3 複数の被保険者を対象とする団体保険契約や複数の保険契約を引き受ける再保険契約について、契約の境界線におけるリスクの反映は個別の被保険者や個別の保険契約ごとに行われているかどうかを基準とすべきか。

(A)

団体保険契約については、団体保険契約が複数の被保険者を対象としていることに鑑み、保険会社等が団体保険契約の保険料に、団体保険契約が対象とする被保険者全体でのリスクを完全に反映できるかどうかを契約の境界線を判断するうえでの基準とします。

複数の保険契約を引き受ける再保険契約については、再保険料等に、再保険契約が対象とする保険契約の集団のリスクを完全に反映できるかどうかを契約の境界線を判断するうえでの基準とします。

<契約の境界線>

【関連条項】第 14 条

第 14 条-Q4 契約の境界線において、現在推計の計算に含まれるキャッシュ・フローの範囲について具体例を示してください。

(A)

以下に具体例を示します。

【例 1】

毎年更新可能な保障型の団体生命保険契約について、保険会社等は当該団体生命保険契約から発生するリスクを完全に反映するように、毎年の始期応答日に当該団体生命保険の保険料を自由に調整することができるとする。この場合、次回の始期応答日が第 14 条第 2 号の規定に該当し、現在推計の計算において、次回の始期応答日より先の保険料及びこれに関連する将来キャッシュ・フローは含まれない。

【例 2】

保険料平準払の終身保険契約について、保険会社等は保険料の受領を拒否することはできず、保険期間を通じて保険料は一定とする。この場合、保険期間において第 14 条第 1 号及び第 2 号のいずれの規定にも該当せず、現在推計の計算において、当該契約の全ての(確率加重平均された)将来保険料及びこれに関連する将来キャッシュ・フローが含まれる。

【例 3】

x 年 7 月 1 日始期である保険料月払の医療保険契約について、毎年の始期応答日に保険料を被保険者のリスク特性を示す指標と連動して変更することができ、保険会

社等には最初の12か月間は保険契約を終了させる権利はないとする。この場合、x+1年7月1日が第14条第2号の規定に該当し、x+1年3月31日を基準日とする現在推計には、将来3か月(x+1年4月1日からx+1年6月30日まで)分の保険料及びこれに関連する将来キャッシュ・フローが含まれる。

<損害保険契約等の未経過責任に係る現在推計の算出に関する簡便手法>

【関連条項】第15条第1号、第2号

第15条-Q1 簡便手法の算式において、UPR(未経過保険料)とは日本基準の未経過保険料を指しますか。また、CR(コンバインド・レシオ)の具体的な計算方法を教えてください。

(A)

当該算式におけるUPRとは、既に収入した保険料から既経過責任に相当する額を控除した額を指しますが、日本基準の未経過保険料に限定されるものではありません。各社が適切と考える方法で計算してください。ただし、繰延新契約費相当部分を控除しないグロスベースとしてください。また、CRは当該算式の趣旨に沿うコンバインド・レシオとして、各社が適切と考える方法で計算してください。

第2節第3款 割引率関係

<スミス・ウィルソン法>

【関連条項】第16条、第17条

第16条-Q1 スミス・ウィルソン法とは具体的にどのような手法ですか。

(A)

保険契約は長期にわたる契約もあり、市場で観測可能な金利よりも長期の年限においてキャッシュ・フローが生じることがあります。スミス・ウィルソン法は、長期の年限等の市場で観測できない金利を補間・補外することで、必要なイールド・カーブを生成する手法の一つです。

スミス・ウィルソン法に基づいて生成されたイールド・カーブは、市場で観測可能な金利が存在する年限においては、市場で観測される金利と整合的なものとなります。

<UFR>

【関連条項】第16条第1項

第16条-Q2 UFRはどのように決定されていますか。

(A)

UFRは通貨ごとに次の①②の合計として計算しています。

- ① 年間実質金利の単純算術平均として計算された期待実質金利。年間実質金利は以下の算式に基づき計算され、期待実質金利は 5bps 単位で端数処理しています。

$$\frac{\text{短期名目金利} - \text{インフレ率}}{1 + \text{インフレ率}}$$

- ② 以下のとおり計算された期待インフレ率
- a. 中央銀行がインフレ・ターゲットを設定している通貨については、当該ターゲットに基づき、期待インフレ率は以下のとおりとしています。
- インフレ・ターゲットが 1% 以下の場合：1%
 - インフレ・ターゲットが 1% 超、3% 未満の場合：2%
 - インフレ・ターゲットが 3% 以上、4% 未満の場合：3%
 - その他の場合：4%
- b. 中央銀行がインフレ・ターゲットを設定していない通貨については、期待インフレ率は 2% としています。ただし、過去のインフレ実績及びインフレ予測により、当該通貨圏のインフレ率が 2% よりも著しく高いこと又は低いことが示される場合、期待インフレ率はそれら指標に従って決定しています。

なお、①において、期待実質金利を決定する際には、マクロ経済的特徴を共有すると考えられる以下の地理的領域に分類しています。

- 地理的領域 1: AUD, CAD, CHF, CZK, DKK, EUR, GBP, JPY, NOK, NZD, SEK, SGD, USD
- 地理的領域 2: HKD, ILS, KRW, TWD
- 地理的領域 3: その他の通貨

地理的領域ごとに設定している期待実質金利は以下のとおりです。

- 地理的領域 1: 1.8%
- 地理的領域 2: 2.4%
- 地理的領域 3: 3.0%

また、UFR スプレッドは、長期的な再投資により獲得が予想されるスプレッドとして地理的領域ごとに設定しています。

- 地理的領域 1: 20bps
- 地理的領域 2: 25bps
- 地理的領域 3: 35bps

< 特定された資産ポートフォリオ >

【関連条項】第 19 条第 1 号、第 21 条第 1 号

第 19 条-Q1 トップバケット及びミドルバケットの適格性要件の一部として、「保険契約ポートフォリオを裏付ける資産ポートフォリオが特定され、その他の事業から生じる損失を補てんするために用いられることなく、区分して管理されていること」とありますが、この判断に当たり留意すべき事項はありますか。

(A)

資産ポートフォリオの区分管理は、法的な分離ではなく、ある保険契約ポートフォリオを裏付ける資産として明確に特定され、管理されているかどうかで判断してください。

保険契約ポートフォリオを裏付ける資産ポートフォリオについては、各社の社内規定に定められている等により客観性のある区分となっていること、特段の事情がない限り継続的に当該区分を使用するものとなっていること等、恣意的な運用がなされないような統制の確保が必要です。

<キャッシュ・フロー・テスト>

【関連条項】第 20 条

第 20 条-Q1 キャッシュ・フロー・テストについて計算例を示してください。

(A)

LOT を 20 年とした場合の計算例は以下のとおりです。

トップバケット	合計	年限																				
		Y0	Y1	Y2	Y3	Y4	Y5	Y6	Y7	Y8	Y9	Y10	Y11	Y12	Y13	Y14	Y15	Y16	Y17	Y18	Y19	Y20
保険負債CF	4,635	0	10	15	30	20	80	100	60	120	200	350	480	200	0	700	350	400	350	800	320	50
資産CF	5,800	800	20	30	75	540	100	95	50	130	550	400	500	220	50	500	30	410	400	500	300	100
正味CF	1,165	800	10	15	45	520	20	(5)	(10)	10	350	50	20	20	50	(200)	(320)	10	50	(300)	(20)	50
繰越CFの使用		NO	NO	NO	NO	NO	NO	YES	YES	NO	NO	NO	NO	NO	NO	YES	YES	NO	NO	YES	YES	NO
繰越CFの残存額		800	810	825	870	1,390	1,410	1,405	1,395	1,405	1,755	1,805	1,825	1,845	1,895	1,695	1,375	1,385	1,435	1,135	1,115	1,165
繰越CFの累積使用額	855	0	0	0	0	0	0	5	15	15	15	15	15	15	15	215	535	535	535	835	855	855
判定	18.4%	不合格(繰越CFの累積使用額÷累積保険負債CF=855÷4,635>10%)																				

- 保険負債 CF: 保険契約ポートフォリオの保険金等のキャッシュ・アウト・フロー (COF_s^L)
- 資産 CF: 特定された資産ポートフォリオから生じるキャッシュ・フロー (CF_s^A)
- 正味 CF: 資産 CF-保険負債 CF
- 繰越 CF の使用: 繰越 CF を使用するか否か(正味 CF<0 の場合 YES)
- 繰越 CF の残存額: 各年限までの正味 CF の累計
- 繰越 CF の累積使用額: 各年限までの繰越 CF を使用した年度の「保険負債 CF-資産 CF」の累計(第 20 条第 1 項第 1 号の算式における左辺)

<調整後スプレッドにおけるヘッジコスト>

【関連条項】第 24 条第 3 項、第 26 条第 4 項、第 20 条第 2 項、第 27 条第 2 項

第 24 条-Q1 トップバケット及びミドルバケットの調整後スプレッドの計算において、保

陰契約ポートフォリオと異なる通貨で完全に為替リスクをヘッジしている場合、ヘッジコストを控除することとなっていますが、その際に留意すべき事項はありますか。

(A)

ヘッジコストを控除するのは、保険契約ポートフォリオと異なる通貨と保険契約ポートフォリオの通貨における通貨間の金利差等により生じるコストがある場合、保険契約ポートフォリオと異なる通貨のスプレッドを保険契約ポートフォリオの通貨におけるスプレッド水準に調整するためであり、その趣旨に沿った額をヘッジコストとして控除する必要があります。

なお、第20条第2項第26条第4項及び第27条第2項においても、ヘッジコストによる調整を行う必要がありますが、その場合においては、キャッシュ・フローに対する調整である趣旨を鑑みて、適切な範囲でヘッジコストの調整を行う必要があります。

<TOM 比率>

【関連条項】第27条第1項第1号

第27条-Q1 ミドルバケットの調整後スプレッドの計算過程で必要となるTOM比率について計算例を示してください。

(A)

下表のような場合、15年目にキャッシュ・フローの繰越が10%の上限を超過することになるため、Mは14年となります。

また、LOTを20年、負債の存続期間を16年とすると、TOM比率は、

$$\min\left(\frac{14}{\min(20,16)}, 100\%\right) = 87.5\% \text{と計算されます。}$$

ミドルバケット	合計	年限																				
		Y0	Y1	Y2	Y3	Y4	Y5	Y6	Y7	Y8	Y9	Y10	Y11	Y12	Y13	Y14	Y15	Y16	Y17	Y18	Y19	Y20
保険負債CF	2,565	0	10	15	30	20	80	100	60	120	200	350	480	200	200	100	200	400	0	0	0	0
資産CF	4,690	800	20	30	75	540	100	95	50	130	550	400	500	220	50	500	30	600	0	0	0	0
保険料CF		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	0	0	0	0
正味CF	2,380	815	25	30	60	535	35	10	5	25	365	65	35	35	(135)	415	(155)	215	0	0	0	0
繰越CFの使用		NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	NO	YES	NO	YES	NO	NO	NO	NO	NO
繰越CFの残存額		815	840	870	930	1,465	1,500	1,510	1,515	1,540	1,905	1,970	2,005	2,040	1,905	2,320	2,165	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
(A) 累積保険負債CF		0	10	25	55	75	155	255	315	435	635	985	1,465	1,665	1,865	1,965	2,165	2,565	2,565	2,565	2,565	2,565
(B) 繰越CFの累積使用額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	135	135	290	290	290	290	290
(B) / (A)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	7%	7%	13%	11%	11%	11%	11%

- 保険負債 CF: 保険契約ポートフォリオの保険金等のキャッシュ・アウト・フロー (COF_s^L) (※1)
- 資産 CF: 特定された資産ポートフォリオから生じるキャッシュ・フロー (CF_s^A) (※2)
- 保険料 CF: 保険契約ポートフォリオの保険料及びその他これに類するもののキャッシュ・イン・フロー (CIF_s^L) (※1)

- 正味 CF: 資産 CF+保険料 CF-保険負債 CF
- 繰越 CF の使用: 繰越 CF を使用するか否か(正味 CF<0 の場合 YES)
- 繰越 CF の残存額: 各年限までの正味 CF の累計
- 累積保険負債 CF: 各年限までの保険負債 CF の累計
- 繰越 CF の累積使用額: 各年限までの繰越 CF を使用した年度の「保険負債 CF-資産 CF-保険料 CF」の累計(第 27 条第 1 項第 2 号イの算式における左辺)

(※1) 保険契約ポートフォリオのキャッシュ・フローは、一般バケットのイールド・カーブを用いて算出したもの

(※2) 特定された資産ポートフォリオにおけるミドルバケット資産、現金及び非投資目的の流動性資産から生じるキャッシュ・フロー並びに発行者の裁量で行使されるコールオプションの特性を持つ債券における基準日後最初の償還可能日までのキャッシュ・フロー(ただし、実際に償還されるかどうかは確実性が高いとは言い切れないため、将来償還される元本は含まない)

第 3 節 再保険回収額関係

<再保険金等の回収の不確実性>

【関連条項】第 33 条第 2 項

第 33 条-Q1 再保険回収額の計算において考慮することとなっている「出再先の債務不履行に起因する再保険金等の回収の不確実性」を見積る方法として、どのようなものがありますか。

(A)

期待回収不能額を見積もる方法としては、例えば以下が考えられます。

- ① 格付別に設定した期待デフォルト率及び回収不能割合を、出再先の格付別に集計した再保険回収額に適用する方法
- ② 格付別の期待デフォルト率及び回収不能割合に基づいて設定した平均的な期待デフォルト率及び回収不能割合を、一律に再保険回収額に適用する方法

なお、これらの手法を適用する場合、例えば以下の点に留意する必要があるため、これらの限界に留意し、必要に応じて調整を加えて評価する必要があります。

- ① 取得可能なデフォルト率が再保険会社に限定したものではない可能性があること。
- ② 取得可能なデフォルト率が再保険会社に限定されたものであっても、実際の出再先の性質と異なる可能性があること。

<再保険回収額の計算>

【関連条項】第 33 条第 4 項、第 7 項

第 33 条-Q2 再保険回収額を関連する現在推計と整合的に計算するに当たって、留意すべき事項はありますか。

(A)

再保険回収額の計算に当たっては、現在推計に係る他の Q&A の記載のうち再保険回収額にも関連するものについて、現在推計及び再保険回収額に対して整合的に適用する必要があります。また、損害保険契約等に付した再保険契約の再保険回収額の計算に当たっては、第 15 条の損害保険契約等の現在推計の額の算出に関する簡便手法に係る規定を準用できるものとしますが、関連する現在推計に対する当該簡便手法の適用状況にかかわらず、当該再保険回収額について、同条各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める簡便手法を適用することに留意してください。

第 4 節 税効果関係

<経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産、繰延税金負債>

【関連条項】第 35 条第 1 項

第 35 条-Q1 経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額を算出するに当たって、留意すべき事項はありますか。

(A)

経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産及び繰延税金負債は、経済価値ベースのバランスシートの作成において調整が行われた項目ごとに計算し、当該項目ごとの税務上の取扱いに応じて、繰延税金資産及び繰延税金負債の調整が行われるか否かを判断する必要があります。例えば、ある項目又はその構成要素の変動が税務との一時差異を生じさせない場合（例えば、損金算入や益金算入されない永久差異を表す項目等）、繰延税金資産及び繰延税金負債の調整は行われなことがとなります。なお、一時差異を生じさせる場合において回収/支払可能性を考慮して繰延税金資産及び繰延税金負債の調整要否を判断することまでは求められません。

<連結実効税率>

【関連条項】第 35 条第 2 項

第 35 条-Q2 連結ベースの計算に当たって適用する実効税率の計算例を示してください。

(A)

異なる法域に所在する事業体 A～D から構成されるグループの場合の計算例は以下のとおりです。

- 事業体 A: X 国に所在する保険事業体
- 事業体 B: Y 国に所在する保険事業体
- 事業体 C: Z 国に所在する再保険事業体
- 事業体 D: Z 国に所在する銀行事業体

各事業体に適用される法定実効税率及び税引前純利益の額

事業体	法定 実効税率	税引前純利益		
		x-2 年度	x-1 年度	x 年度
A	30%	500	700	-200
B	25%	1,000	-100	900
C	20%	2,000	500	1,500
D	20%	200	500	300

- 事業体 D は、非保険事業を営む事業体であることから、連結実効税率の計算から除外する。
- 事業体 A の x 年度及び事業体 B の x-1 年度においては、税引前純利益が負(税引前純損失)であることから、これらは 0 として扱う。

以上より、当該保険グループの連結ベースで適用する実効税率は以下のとおり計算される。

$$[30\% \times (500+700+0) + 25\% \times (1,000+0+900) + 20\% \times (2,000+500+1,500)] \div [(500+700+0) + (1,000+0+900) + (2,000+500+1,500)] = 23.03\%$$

<連結ベースにおける経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産、繰延税金負債>

【関連条項】第 35 条

第 35 条-Q3 連結ベースの計算における経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産・繰延税金負債の計算例を示してください。

(A)

繰延税金資産を DTA、繰延税金負債を DTL として、以下に計算例を示します。なお、全て保険事業に係る額としています。

例 1(第 35 条第 4 項の規制上の準備金に係る DTA を直接相殺する場合):

- ① 連結貸借対照表上の DTA: 2,500
- ② 連結貸借対照表上の DTL: 1,000
- ③ 上限適用前の経済価値評価への調整から生じる DTA: 3,000
- ④ 上限適用前の経済価値評価への調整から生じる DTL: 5,000
- ⑤ 第 40 条第 1 号イ及びロに関連する DTL の額: 500
- ⑥ 規制上の準備金に係る DTA の直接相殺可能な額: 1,000

この場合、

第 35 条第 1 項第 1 号

- 上限適用前の経済価値評価への調整から生じる DTA(③): 3,000

- 上限適用前の経済価値評価への調整から生じる DTL(④) : 5,000

第 35 条第 1 項(第 3 項の DTA の上限の適用)

- 第 35 条第 3 項に定める経済価値評価への調整から生じる DTA の上限(⑦) :

$$\text{④} + \max(0, \text{②} - \text{⑤} - \text{①}) = 5,000 + \max(0, 1,000 - 500 - 2,500) = 5,000$$
- 上限適用後の経済価値評価への調整から生じる DTA(⑧) :

$$\min(\text{③}, \text{⑦}) = \min(3,000, 5,000) = 3,000$$

第 35 条第 1 項(DTA(⑧)・DTL(④)の相殺)

- 上限適用後の経済価値評価への調整から生じる DTA(⑨) : 0
- 上限適用後の経済価値評価への調整から生じる DTL(⑩) : 2,000

第 35 条第 1 項第 2 号(第 4 項の規制上の準備金に係る DTA の直接相殺)

- 第 35 条第 4 項に定める規制上の準備金に係る DTA の直接相殺可能な額(⑥) : 1,000
- 上限適用後の経済価値評価への調整から生じる DTA :

$$-\min(\text{⑩}, \text{⑥}) = -\min(2,000, 1,000) = -1,000$$
- 上限適用後の経済価値評価への調整から生じる DTL :

$$\text{⑩} - \min(\text{⑩}, \text{⑥}) = 2,000 - \min(2,000, 1,000) = 1,000$$

例 2(第 35 条第 4 項の規制上の準備金に係る DTA を直接相殺しない場合) :

- ① 連結貸借対照表上の DTA : 2,500
- ② 連結貸借対照表上の DTL : 4,000
- ③ 上限適用前の経済価値評価への調整から生じる DTA : 3,000
- ④ 上限適用前の経済価値評価への調整から生じる DTL : 1,000
- ⑤ 第 40 条第 1 号イ及びロに関連する DTL : 500
- ⑥ 規制上の準備金に係る DTA の直接相殺可能な額 : 1,000

この場合、

第 35 条第 1 項第 1 号

- 上限適用前の経済価値評価への調整から生じる DTA(③) : 3,000
- 上限適用前の経済価値評価への調整から生じる DTL(④) : 1,000

第 35 条第 1 項第 1 号(第 3 項の DTA の上限の適用)

- 第 35 条第 3 項に定める経済価値評価への調整から生じる DTA の上限(⑦) :

$$\text{④} + \max(0, \text{②} - \text{⑤} - \text{①}) = 1,000 + \max(0, 4,000 - 500 - 2,500) = 2,000$$
- 上限適用後の経済価値評価への調整から生じる DTA(⑧) :

$$\min(\textcircled{3}, \textcircled{7}) = \min(3,000, 2,000) = 2,000$$

第 35 条第 1 項第 1 号(DTA(⑧)・DTL(④)の相殺)

- 上限適用後の経済価値評価への調整から生じる DTA(相殺後)(⑨):1,000
- 上限適用後の経済価値評価への調整から生じる DTL(相殺後)(⑩):0

第 35 条第 1 項第 2 号(第 4 項の規制上の準備金に係る DTA の直接相殺)は、第 35 条第 1 項第 1 号の DTA(相殺後)(⑨)≠0(第 35 条第 1 項第 3 号の DTL(相殺後)(⑩)=0)のため適用しない。

<法定実効税率の加重平均>

【関連条項】第 35 条第 2 項

第 35 条-Q4 連結ベースの計算に当たって、保険事業に分類される保険会社等の法定実効税率を過去 3 年間の税引前純利益金額で加重平均することとなっていますが、新規に保険事業に分類される保険会社を取得した場合、加重平均する際に取得前の期間も含めるべきでしょうか。

(A)

新規に保険事業に分類される保険会社等を取得した場合、取得する前の期間も加重平均する際に含めるものとします。また、新規取得した保険事業に分類される保険会社等が設立後 3 年未満の場合は実績がある年度のみを使用し、設立後 1 年未満の場合は 1 年未満の実績を年間ベースの金額に調整するものとします。

<基準日以降の法定実効税率の変更が判明している場合の取扱い>

【関連条項】第 35 条第 2 項、第 156 条

第 35 条-Q5 基準日時点において、基準日以降に法定実効税率が変更されることが判明している場合、第 35 条第 2 項及び第 156 条の法定実効税率は、基準日時点の法定実効税率又は回収・支払が行われると見込まれる期の法定実効税率のうちいずれを用いればよいですか。

(A)

第 35 条第 2 項及び第 156 条においては、簡明性の観点から、基準日時点の法定実効税率を用いるものとしてください。

第 4 章 適格資本

<適格資本の Tier>

【関連条項】第 36 条、

第 36 条-Q1 Tier1適格資本と Tier2適格資本はどのような考えに基づき区別されていますか。

(A)

適格資本における Tier1と Tier2の区別は、次の考え方に基いて行っております。

- Tier1適格資本:ゴーイング・コンサーン・ベース及び清算時の双方において損失を吸収する資本調達手段並びに資本調達手段以外の資本要素等
- Tier2適格資本:清算時にのみ損失を吸収する資本調達手段及び資本調達手段以外の資本要素等

<資本調達手段の区別>

【関連条項】第 38 条、第 42 条

第 38 条-Q1 資本調達手段はどのような考えに基づき、算入制限のない Tier1資本調達手段、算入制限のある Tier1資本調達手段及び払込済み Tier2資本調達手段に区別されていますか。

(A)

資本調達手段は、次の 5 つの主要な原則に基づき区別されています。

- 損失吸収能力(ゴーイング・コンサーン・ベース及び清算時)
- 劣後性
- 損失吸収への利用可能性
- 永続性
- 担保権や強制的サービシングコストが存在しないこと

これらの原則に照らした資本調達手段の分類の特徴は以下の表のとおりです。

なお、実際の計算に当たっては、第 38 条、第 42 条に規定に従った要件を充足しているかどうかを基にご判断ください。

	算入制限のない Tier1 資本調達手段	算入制限のある Tier1 資本調達手段	払込済み Tier2資本 調達手段
損失吸収能力	・ゴーイング・コンサーン及び清算時に損失を吸収	・ゴーイング・コンサーン及び清算時に損失を吸収	・清算時に損失を吸収
劣後性	・最劣後 ・保険契約者、他の非劣後の債権者、Tier2資本調達手段の保有者及び算入制限のある Tier1 資本調達手段	・保険契約者、他の非劣後の債権者及び Tier2資本調達手段の保有者よりも劣後	・保険契約者及び他の非劣後の債権者よりも劣後

	の保有者よりも劣後		
損失吸収への利用可能性	・完全に払込済み	・完全に払込済み	・完全に払込済み
永続性	・永続性を有する(清算時を除き、法令の規定に基づく買戻し以外の方法で元本が返済されない)	・永続性を有する(※) ・償還インセンティブを有さない ・金融庁長官による事前確認を条件に、発行後一定期間以降の償還及び任意の買戻しは認められる	・発行時から実質償還期限までの期間が十分に長い(償還インセンティブを有していてもよいが、初回発生日が実質償還期限とみなされる。) ・金融庁長官による事前確認を条件に、発行後一定期間以降の償還及び任意の買戻しは認められる)
担保権や強制的サービシングコストが存在しないこと	・配当及び利払の停止につき、発行者が完全な裁量を持つ(すなわち、配当及び利払が非累積的) ・担保権等により、毀損又は法令上若しくは契約上無効とされていない	・配当及び利払の停止につき、発行者が完全な裁量を持つ(すなわち、配当及び利払が非累積的) ・担保権等により、毀損又は法令上若しくは契約上無効とされていない	・担保権等により、毀損又は法令上若しくは契約上無効とされていない

(※)相互会社においては、償還期限が定められている資本調達手段について、償還の延期が保険業法第126条第2号の内閣総理大臣による認可の対象であること又はロックイン条項を有すること、かつ、発行時から実質償還期限までの期間が10年以上の場合には、本基準を満たすものとする。

<発行者と密接な関係を有する者>

【関連条項】第38条第2項第10号、第38条第3項第11号、第42条第3項第9号

第38条-Q2「発行者と密接な関係を有する者」に含まれる者を教えてください。

(A)

発行者の親法人等、子法人等及び関連法人等並びに当該親法人等の子法人等(発行者を除く。)及び関連法人等が含まれます。

<償還又は買戻しを行う期待>

【関連条項】第 38 条第 2 項第 7 号、同条第 3 項第 7 号、第 42 条第 3 項第 6 号

第 38 条-Q3 発行者が発行時に、将来にわたり償還又は買戻しを行う「期待を生じさせず」に関して、どのような観点から期待を生じさせていないことを判断すべきですか。

(A)

デュレーションが契約上の満期より短くなるであろうことを示唆する(すなわち、買戻しやコールオプションの権利行使の意思を示す)ものとして合理的に考えられるコミュニケーションが投資家に対してなされているかどうかを考慮するものとします。そのようなコミュニケーションには、契約条件、投資家に対する文書その他の公式のコミュニケーションが含まれます。

なお、第 38 条第 3 項第 7 号及び第 42 条第 3 項第 6 号においては、コールオプションが契約条件に含まれていること、また、第 42 条第 3 項第 6 号においては、償還のインセンティブが契約条件に含まれていることは、必ずしも償還又は買戻しを行う期待を生ぜしめることにはならないものとします。

<ロックイン条項、元本損失吸収メカニズムにおけるソルベンシー・マージン比率の水準>

【関連条項】第 38 条第 3 項、第 5 項

第 38 条-Q4 ロックイン条項における「ソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率が一定の水準を下回らない」及び元本損失吸収メカニズムを有する算入制限のある Tier1 資本調達手段における「ソルベンシー・マージン比率が一定の水準を下回ったとき」の「一定の水準」とは、どのような水準ですか。

(A)

画一的な水準を定めるものではございませんが、PCR (Prescribed Capital Requirement、規定資本要件)を踏まえた上で各社が必要と考えるソルベンシー・マージン比率の水準です。本邦の保険会社等の場合は、少なくとも 100%以上である必要があります。

<ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約>

【関連条項】第 38 条第 3 項第 4 号

第 38 条-Q5 「ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約」に該当する具体的な事例を教えてください。

(A)

具体的には、例えば以下のような事例が該当します。

- ① 当該資本調達手段を償還しなかった場合に、当該資本調達手段のクレジット・スプレッドが上昇する内容となっている場合

- ② 金利の算定方法が発行後一定期間経過後に変更される場合において、「変更後の参照レートに対するクレジット・スプレッド」が「当初の支払金利レートとスワップ・レートの差額」を上回る場合
- ③ 当該資本調達手段を償還しなかった場合に当該保険会社等がその支払利息に関して当該資本調達手段の保有者に課される源泉徴収税を肩代わりする義務を負う等、当該保険会社等の支払利息を実質的に増加させる内容となっている場合
- ④ 当該資本調達手段を償還しなかったことを条件として、当該資本調達手段が株式に転換され又は当該資本調達手段の保有者が当該保険会社等の株式への転換請求権を行使することができる内容となっている場合

<税制上又は規制上の事由>

【関連条項】第 38 条第 3 項第 5 号イ(3)、第 42 条第 3 項第 4 号ハ

第 38 条-Q6 「税制上又は規制上の事由であって著しく影響の大きいもの」は、どのようなものですか。

(A)

税制上の事由及び規制上の事由であって著しく影響の大きいものはそれぞれ以下のとおりです。

- 税制上の事由: 法令又はその運用若しくは解釈により、発行者にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、発行者の合理的な努力によっても回避できない場合
- 規制上の事由: 規制の変更等により、当該資本調達手段が規制資本としての適格性を失うおそれがある場合又は適格性を失った場合

<償還の経済合理性>

【関連条項】第 38 条第 3 項第 5 号ロ(3)

第 38 条-Q7 「償還等の経済合理性」は、どのような観点から判断すべきですか。

(A)

第 38 条第 3 項第 5 号ロ(4)において「償還等される資本調達手段と同等以上の質が確保されるものに置き換えられること」が要件となっておりますが、当該置き換え後の資本調達手段の発行コストが、償還等される資本調達手段を維持するコストより低いかどうかで判断することが考えられます。

この分析にあたっては、スプレッドの水準や発行額の規模等を含む様々なシナリオを考慮することが考えられます。

<処分制約のある資産の範囲>

【関連条項】第 40 条第 5 号

第 40 条-Q1 処分制約のある資産について、告示の定義に該当する資産であって、オンバランスの負債を発生させないオフ・バランスの証券貸借、レポ、リバースレポ等についても対象になりますか。

(A)

オンバランス負債を発生させないオフ・バランスの証券貸借、レポ、リバースレポ等については、処分制約のある資産の対象とする必要はありません。

<払込済み Tier2 資本調達手段(構造上の劣後性を有するもの)>

【関連条項】第 42 条第 4 項

第 42 条-Q1 第 42 条第 4 項第 4 号の要件「発行代り金を利用している連結子会社等が、剰余金の配当に対する適切な規制及び監督を通じて構造上の劣後性が適切に確保される規制上の枠組みを有する法域に所在していること。」を満たすかどうかは、どのように判断すればよいですか。

(A)

当該要件は、保険持株会社が資本調達手段を発行し、その発行代り金を保険契約を有する連結子会社等(以下「保険子会社」という。)にダウンストリームしている場合において、保険子会社の保険契約者に対して、当該資本調達手段の保有者が構造的に劣後していることを適切に確保するための要件の 1 つです。保険子会社が所在する法域の規制及び監督について、以下のいずれにも該当する場合に、当該要件を満たすものとしてください。

- ① 保険子会社の全ての配当が監督当局によるレビュー又は事前承認の対象であること。
- ② 保険子会社の財政状況が困窮している又は困窮する可能性がある場合に、監督当局が配当の支払制限、繰延又は禁止命令を出す権限を有すること。

本邦については、ソルベンシー・マージン比率に基づく早期是正措置をはじめとした保険子会社の健全性確保のための規制・監督上の枠組みを有していることから、当該要件を満たす法域と解釈して差し支えありません。

なお、払込済み Tier2 資本調達手段(構造上の劣後性を有するもの)に該当するものがある場合、所定の様式に保険持株会社から保険子会社へのダウンストリームの概要(保険子会社、金額、種類、発行日、満期日等)を記載するとともに、ダウンストリームした保険子会社における配当の情報を記載するものとし、さらに海外の保険子会社にダウンストリームした場合にあっては当該保険子会社が所在する法域における配当に対する監督上のコントロールの内容を記載した上で、その内容を疎明する資料を添付することが必要です。

<ソフトウェア>

【関連条項】第 43 条第 3 号ハ

第 43 条-Q1 ソフトウェアには、無形固定資産の仮勘定として計上されるソフトウェア仮勘定も含まれますか。

(A)

ソフトウェア仮勘定についても、ソフトウェアと同様の取扱いをするものとします。

第 5 章 所要資本

第 1 節 総則関係

<マネジメント・アクション>

【関連条項】第 46 条

第 46 条-Q1 所要資本の計算においてマネジメント・アクションの効果を認識する際にはどのようなことに留意すべきですか。

(A)

所要資本の計算において認識できるマネジメント・アクションは、第 13 条第 10 項の規定と整合的である必要がありますが、特に所要資本で前提としているストレス・シナリオ下において実行することが合理的に予測される行動である必要があります。

また、ダイナミック・ヘッジやストレス・シナリオの期間を通じて実施される類似のリバランス戦略は、所要資本の計算において認識できるマネジメント・アクションには含まれません。

<マネジメント・アクション>

【関連条項】第 46 条

第 46 条-Q2 所要資本において、マネジメント・アクションの効果を認識する具体例を示してください。

(A)

例えば、次の例が挙げられます。なお、マネジメント・アクションの効果の認識にあたっては、第 13 条第 10 項各号の要件を満たすものに限られる点にご留意ください。

【前提】

- 有配当保険契約を有する生命保険会社。
- 当該保険会社は、各年度の利益(正值の場合)の 80%を契約者配当で契約者に還元するという内部方針を有している。
- 保険負債における現在推計(800)と整合的な前提条件に基づき見積もった会計

- ベースの将来利益現価が 100 のため、現在推計に裁量給付 80 が含まれている。
- 裁量給付以外 :720
 - 裁量給付 :80
- 生命保険リスクのある不利なシナリオにおいて、保険金等の支出現価が 80 増加し、会計ベースの将来利益現価が 80 減少した。このとき、マネジмент・アクションの効果を考慮しない場合、現在推計は次の合計の 816。
 - 裁量給付以外 :800(720 より 80 増加)
 - 裁量給付 :16(将来利益現価 $20(100-80) \times 80\%$)
 - したがって、このシナリオに基づく所要資本は 16。

【マネジмент・アクションの効果を考慮する場合】

- 当該保険会社が、不利なシナリオ下においても契約者配当の水準を維持するとは限らない。
- 例えば、当該保険会社が、「不利な状況下では契約者配当の水準を 50%に変更する」という内部方針を有しており、それが当該不利なシナリオ下において、第 13 条第 10 項各号の要件を満たすものであったとする。この場合、当該マネジмент・アクションを考慮することにより、現在推計は 810。
 - 裁量給付以外 :800(720 より 80 増加)
 - 裁量給付 :10(将来利益現価 $20(100-80) \times 50\%$)
- したがって、この場合の所要資本は 10 となり、マネジмент・アクションの効果は 6 (16-10)。

【当該例の要約】

	ストレス前	ストレス後 MA 考慮前	ストレス後 MA 考慮後
資産	1,000	1,000	1,000
現在推計	800	816	810
うち裁量給付	80	16	10
MOCE	50	50	50
純資産	150	134	140

MA は、マネジмент・アクション

<マネジмент・アクションの効果の上限超過額>

【関連条項】第 46 条第 3 項

第 46 条-Q3 解約及び失効リスクのような 2 つのサブリスクの額のうちいずれか大きい方として算出されるリスクについて、将来の裁量給付に係るマネジмент・アクションの効果の考慮前後で 2 つのサブリスクの額の大小関係が逆転する

場合、「保険事業に係る所要資本の額_{MA 考慮前}」におけるリスクは、マネジメント・アクションの効果の考慮後において採用されるシナリオ又はマネジメント・アクションの効果の考慮前において採用されるシナリオのうちいずれのシナリオに基づき算出すべきですか。

(A)

「保険事業に係る所要資本の額_{MA 考慮前}」における将来の裁量給付に係るマネジメント・アクションの効果を検討せずに計算した各リスクの額は、「保険事業に係る所要資本の額_{MA 考慮後}」において採用されるシナリオに基づき計算した額とします。

【例】

マネジメント・アクション考慮後の解約・失効リスク(水準及びトレンド) : 1,000
マネジメント・アクション考慮後の解約・失効リスク(大量解約) : 1,200
マネジメント・アクション考慮前の解約・失効リスク(水準及びトレンド) : 1,500
マネジメント・アクション考慮前の解約・失効リスク(大量解約) : 1,400

この場合、「保険事業に係る所要資本の額_{MA 考慮後}」における解約及び失効リスクは、解約・失効リスク(大量解約)1,200 となり、「保険事業に係る所要資本の額_{MA 考慮前}」における解約及び失効リスクは、解約・失効リスク(大量解約)1,400 となります。マネジメント・アクション考慮前においては、解約・失効リスク(水準及びトレンド)が解約・失効リスク(大量解約)より大きくなりますが、「保険事業に係る所要資本の額_{MA 考慮後}」で採用されるのは、大量解約であるため、マネジメント・アクション考慮前においても、解約・失効リスク(大量解約)の数値を用いるものとします。

なお、この取扱いは、解約及び失効リスクに限定されず、2 つのサブリスクの額のうちいずれか大きい方として計算される他のリスクについても、同様に適用するものとします。

<所要資本のエクスポージャー>

【関連条項】第 47 条

第 47 条-Q1 死亡率債やキャットボンドは、生命保険リスクや巨大自然災害リスクの計算において考慮すべきですか。

(A)

死亡率債やキャットボンドに対して、死亡、長寿、巨大災害事象について規定されたストレス・シナリオ(及び存在する場合はその他の関連するシナリオ)が当該商品に及ぼす影響を適切に捉えるために、所要資本の計算において考慮する必要があります。

<所要資本のエクスポージャー>

【関連条項】第 47 条、第 48 条

第 47 条-Q2 基準日において将来売却することが確定しており、その売却額も高い確度で確定している場合、将来の経済価値変動の可能性は極めて小さいことから、所要資本のエクスポージャーから除外することは可能ですか。

(A)

基準日以降の経済価値変動の可能性が完全に否定されない限りは所要資本のエクスポージャーに含める必要があります。

<資産留保型の再保険>

【関連条項】第 49 条、第 50 条、第 148 条、第 149 条、第 152 条

第 49 条-Q1 資産留保型の共同保険式再保険等により、出再対象の保険負債に対応する資産(留保資産)は保険会社等が保有しつつ、留保資産に係る市場リスク・信用リスクを受再保険会社に移転している場合、留保資産に係る所要資本はどのように計算すればよいですか。

(A)

資産留保型の共同保険式再保険等により、留保資産に係る市場リスク・信用リスクが受再保険会社に移転されている場合においては、留保資産に係る市場リスク・信用リスクの評価において再保険の効果を認識することができます。

市場リスクについては、第 49 条第 2 項を満たす場合には、当該再保険をリスク削減手法として、第 50 条の規定に従いその効果を認識するものとしてください。信用リスクについては、受再保険会社へのリスク移転を第 6 節第 3 目の信用リスク削減手法における再保険会社からの保証とみなして、第 148 条及び第 149 条の各基準を満たす場合には、第 152 条の規定に従いその効果を認識するものとしてください。

<リスク削減手法の効果の二重の考慮>

【関連条項】第 50 条第 1 項第 3 号

第 50 条-Q1 正味既経過保険料にリスク係数を乗じてリスクを計算する場合において、リスク削減手法の効果を二重に考慮しないために留意すべき事項はありますか。

(A)

正味既経過保険料にリスク係数を乗じて計算するリスク等、再保険考慮後のエクスポージャーにリスク係数・ストレス係数を乗じて計算するリスクに対して、別途再保険によるリスク削減手法の効果を考慮することはリスク削減手法の効果の二重の考慮に該当することに留意してください。具体的には、第 83 条の保険料リスク、第 84 条の支払備金リスク、第 92 条第 2 号の地理的区分の日本以外に係る巨大自然災害リスク及び第 98 条の取引信用保険のリスクの計算が該当します。

<リスク削減手法の効果の二重の考慮>

【関連条項】第 50 条第 1 項第 3 号

第 50 条-Q2 リスク削減手法の効果に限度額が設定されている場合において、リスク削減手法の効果を一重に考慮しないために留意すべき事項はありますか。

(A)

リスク削減手法の効果に限度額が設定されている場合は、リスク削減手法の効果があてはまる限度額を超過しないように留意してください。特に、リスク削減手法が複数のリスクの計算単位をカバーしている場合、当該リスクの統合後において、限度額を超過していないか留意する必要があります。下記に計算例を示します。

例：第 93 条の日本に係る巨大自然災害リスクの計算において、風水災及び雪災をカバーする再保険を考慮する場合（地震リスクは 0 とする。）

【前提】

- ① 再保険による回収限度額：150
- ② リスク削減手法考慮前の風水災による年間損失総額の VaR99.5%：400
- ③ リスク削減手法考慮前の風水災による年間損失総額の期待値：50
- ④ リスク削減手法考慮前の雪災による年間損失総額の VaR99.5%：165
- ⑤ リスク削減手法考慮前の雪災による年間損失総額の期待値：45
- ⑥ ②に対する再保険による回収額：150
- ⑦ ④に対する再保険による回収額：90
- ⑧ リスク削減手法考慮後の風水災による年間損失総額の期待値：10
- ⑨ リスク削減手法考慮後の雪災による年間損失総額の期待値：5

(※) 上記の風水災、雪災に係るリスク削減手法の効果(再保険による回収額)は、それぞれ雪災、風水災の影響を考慮せずに計算したものとする。

この場合、

リスク削減手法考慮前の日本に係る巨大災害リスク(⑩)：

$$\sqrt{((2) - (3))^2 + ((4) - (5))^2} = \sqrt{350^2 + 120^2} = 370$$

リスク削減手法考慮前の日本に係る巨大災害による年間損失総額の VaR99.5%(⑪)：

$$(10) + (3) + (5) = 370 + (50 + 45) = 465$$

リスク削減手法考慮後の風水災による年間損失総額の VaR99.5%(⑫)：

$$(2) - (6) = 400 - 150 = 250$$

リスク削減手法考慮後の雪災による年間損失総額の VaR99.5%(⑬)：

$$(4) - (7) = 165 - 90 = 75$$

リスク削減手法考慮後の風水災リスク(⑭): ⑫ - ⑧ = 250 - 10 = 240

リスク削減手法考慮後の雪災リスク(⑮): ⑬ - ⑨ = 75 - 5 = 70

リスク削減手法考慮後の日本に係る巨大災害リスク(⑯):

$$\sqrt{⑭^2 + ⑮^2} = \sqrt{240^2 + 70^2} = 250$$

リスク削減手法考慮後の日本に係る巨大災害による年間損失総額の VaR99.5%(⑰):

$$⑯ + ⑧ + ⑨ = 250 + (10 + 5) = 265$$

このとき、日本に係る巨大災害リスクによる年間損失総額の VaR99.5%に係るリスク削減手法の効果:

$$⑪ - ⑰ = 465 - 265 = 200 > 150 = ①$$

となり、リスク削減手法の効果は限度額を超過する。

従って、限度額を考慮して調整すると、

リスク削減手法考慮後の日本に係る巨大災害による年間損失総額の VaR99.5%(限度額考慮後)(⑰'):

$$⑪ - ① = 465 - 150 = 315$$

リスク削減手法考慮後の日本に係る巨大災害リスク(限度額考慮後)(⑰'):

$$⑰' - ⑧ - ⑨ = 315 - 10 - 5 = 300(※)$$

(※) 厳密には、VaR99.5%を調整することにより期待値も変化するため、重要性等に応じて⑧⑨を調整することも考えられるが、本例では省略した。

なお、開示等の目的で、⑰'の内訳としてリスク削減手法考慮後の風水災リスク及び雪災リスクを計算する必要がある場合は、各社が合理的と判断する方法で計算してください。上記計算例においては、下記のような方法が考えられます。

リスク削減手法考慮後の風水災リスク(限度額考慮後)(⑭'):

$$⑭ \times \frac{⑰'}{⑯} = 240 \times \frac{300}{250} = 288$$

リスク削減手法考慮後の雪災リスク(限度額考慮後)(⑮'):

$$⑮ \times \frac{⑰'}{⑯} = 70 \times \frac{300}{250} = 84$$

<リスク削減手法以外のデリバティブの取扱い>

【関連条項】第 50 条第 1 項第 6 号

第 50 条-Q3 リスク削減手法の効果を認識する場合、残存期間に応じたエクスポージ

ヤーの調整を行う必要がありますが、リスク削減手法に該当しないデリバティブによるショート・ポジションの場合は、所要資本の計算において残存期間に応じたエクスポージャーの調整は不要ですか。

(A)

リスク削減手法に該当しないデリバティブによる所要資本を減少させるポジションについても、所要資本の計算において第 50 条第 1 項第 6 号と同様に残存期間に応じたエクスポージャーの調整を行う必要があります。ただし、金利リスク等のキャッシュ・フローにおいて既にリスク削減手法の効果が残存期間に基づき認識されているリスクの計算においては、エクスポージャーの調整は不要です。

なお、当該ポジションについては、所要資本の計算において更新を見込むことはできません。

<リスク削減手法の更新>

【関連条項】第 51 条第 1 項第 10 号

第 51 条-Q1 第 51 条第 1 項第 10 号に規定されている、リスク削減手法の更新が可能であることの判断はどのように行うべきですか。

(A)

同号の更新可能性の判断に当たっては、リスク削減手法が次の要件のいずれにも該当することを確認する必要があります。

- ① 平時における保険会社等自身の取引高と市場の取引高を比較すること等により、当該取引に係る十分な流動性が認められること
- ② 過去の市場のショック時(例:リーマンショック、コロナショック)において、保険会社等自身のヘッジポジションの一部又は全部が構築できなくなるレベルの問題が生じていないこと

第 2 節 生命保険リスク関係(会社固有のストレス係数以外)

<同質なリスクグループ>

【関連条項】第 55 条

第 55 条-Q1 同質なリスクグループを設定するに当たって、留意すべき事項はありますか。

(A)

同質なリスクグループが、合理的な範囲で安定的なものとなるように、例えば、以下の点に留意してください。

- ① 同質なリスクグループの設定プロセスが、適切に文書化されていること
- ② 同質なリスクグループの設定方法は、合理的な理由がない限り変更を行わないもの

とし、設定及び変更を行う場合には、独立した立場の者が検証を行う等、適切な態勢が構築されていること

<生命保険リスクにおけるストレス・シナリオの適用方法>

【関連条項】第 56 条、第 57 条、第 60 条、第 62 条、第 64 条

第 56 条-Q1 生命保険リスクにおけるストレス・シナリオは、現在推計に用いる前提が一定割合増加又は減少するものですが、具体的にどのように適用すればよいですか。

(A)

死亡リスクを例にとると、死亡率の増加が純資産の減少につながる全ての同質リスクグループにおいて、全ての契約の全年齢における死亡率に、全期間に亘り以下のように死亡率を増加させます。ただし、ストレス後の死亡率は、100%を上限としてください。

ストレス後の死亡率＝現在推計の計算に用いる死亡率の計算前提×(1+X%)

X%は、告示に定める割合

長寿リスク、罹患及び障害リスク、解約及び失効リスク(水準及びトレンド)についても同様の考え方にに基づき適用します。ただし、解約及び失効リスク(水準及びトレンド)について、現在推計の額の計算に動的解約を考慮している場合、ストレス・シナリオは、動的解約のベースレートに適用してください。

経費リスクに関しては、以下に例を示します。

- 現在推計を計算するため、将来の各年度 t における期待経費総額 e_t を推定する。この金額は、インフレに感応的な金額 $\prod_{s=1}^t (1+i_s) \cdot eis_t$ (i_s は年度 s における期待将来インフレ率、 eis_t はインフレ考慮前のインフレに感応的な金額)、インフレに感応的でない金額 ens_t 、及び確定的な金額 ed_t (例えば、将来の固定保険料に対する契約上定められた割合に基づく手数料が含まれ得る) の和として、以下のとおり表される。

$$e_t = \prod_{s=1}^t (1+i_s) \cdot eis_t + ens_t + ed_t$$

- ストレス適用後の年度 t における経費総額 \tilde{e}_t は、第 64 条第 2 項第 1 号に定める割合 x 及び同項第 2 号に定める年度 s における水準 y_s を用いて、以下のとおり計算する。

$$\tilde{e}_t = ed_t + (1+x) \left[\prod_{s=1}^t (1+i_s + y_s) \cdot eis_t + ens_t \right]$$

<罹患及び障害リスクの商品区分>

【関連条項】第 59 条

第 59 条-Q1 罹患及び障害リスクの商品区分について、各商品区分に含まれるものを例示していただけますか。

(A)

本邦においては、各社商品の特性等にもよるものではありませんが、以下のようなものが含まれると考えられます。

- ① 第 59 条第 1 号の商品区分:医療費又は医療費補助のための給付であり、診察費、投薬費、眼科費、歯科費等に対する給付を提供するもの。例えば、手術給付金、通院給付金。
- ② 同条第 2 号の商品区分:事故・災害、重症疾患、永久身体障害に係る給付であり、請求時に一時金で支払われるもの。例えば、災害死亡給付金、がん診断給付金、後遺障害保険金。
- ③ 同条第 3 号の商品区分:入院保障、事故による傷害や所得喪失、短期身体障害所得補償(一般的に団体保険)等。例えば、入院給付金。
- ④ 同条第 4 号の商品区分:永久的な身体障害、長期介護年金等。例えば、介護年金。

同条第 3 号、同条第 4 号の差異は、定期的給付の特性が一時的か永続的かに依存します。契約上、給付が所与の期間(5 年未満)に限定される場合は、同条第 3 号に分類するものとします。生涯にわたって、又は、保険契約者によって異なる一定の時点(例えば、退職年齢)まで、短期間に制限するという事前の規定なしに給付金が支払われる場合には、同条第 4 号に分類するものとします。

例えば、入院給付を提供する 10 年更新型又は終身の医療給付商品のような長期の保障期間を有する短期定期的給付を提供する商品は、同条第 3 号に分類されます。また、保障期間は 1 年であるが、個人に対する給付は 65 歳又は 70 歳まで続く団体障害保険のような短期の保障期間を有する長期定期的給付を提供する商品は、同条第 4 号に分類されます。

また、商品によっては、1 つの契約で異なる区分に該当する複数の給付が提供される場合もあると考えられます。

例:1 つの契約が以下の 3 つの給付を提供する場合

- 短期間の(一時的な)身体障害時の定期的な給付
- 長期間の身体障害時の定期的な給付
- 重症疾患時の一時金

この場合、各給付に対して、各々該当する第 60 条に規定するストレス・シナリオを適用するものとします。ただし、当該契約の各給付に対し各々該当するストレス・シナリオを適用することが実務的に困難な場合、当該契約に適用するストレス・シナリオは、その契約の主要な給付に基づくことも許容されます。

<罹患及び障害リスクのストレス・シナリオの適用>

【関連条項】第 60 条

第 60 条-Q1 第 59 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の商品区分について、罹患及び障害に係るキャッシュ・フローが、罹患及び障害の発生率・回復率を用いてモデル化されている場合、されていない場合、それぞれにおける罹患及び障害リスクのストレス・シナリオの適用方法を教えてください。

(A)

第 60 条第 1 号の計算は、第 59 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の商品区分の保険契約の罹患・障害リスクの全体を捉えることを意図したものであり、発生率のストレス・シナリオの適用には、次の 2 つの適用方法が考えられます。

- ① 罹患及び障害に係るキャッシュ・フローが、発生率・回復率を用いてモデル化されている場合、第 60 条のストレス・シナリオを、発生率にのみ適用する。回復率のみを用いてモデル化されている場合、当該回復率の減少としてストレス・シナリオを適用する。
- ② 明示的に発生率・回復率を用いてモデル化されていない場合、発生率に対するストレス・シナリオを、医療保険金の支払額に対するストレスとして適用する。

<解約及び失効リスク(水準及びトレンド)のストレス・シナリオの適用対象>

【関連条項】第 62 条

第 62 条-Q1 解約率その他これに類するものには、どのようなものが含まれますか。

(A)

解約率その他これに類するものは、キャッシュ・フローを変化させ得る全ての法的又は契約上のオプション(例えば、解約・失効、更新、延長、保障範囲の増減、保険料支払の削減又は中止、年金支払の選択等に関するオプション)の行使率が含まれます。

保障の延長といった保障範囲を拡大するオプションの場合にあっては、オプションを行使しない率(非行使率)にストレス・シナリオを適用するものとします。

第 2 節第 7 款 会社固有のストレス・リスク係数関係(損害保険リスクと共通)

<会社固有のストレス・リスク係数手法の変更>

【関連条項】第 65 条、第 85 条第 1 項

第 65 条-Q1 会社固有のストレス・リスク係数手法を採用している場合、每期データの更新に伴いストレス・リスク係数の更新を行う必要がありますが、これは第 65 条第 2 項(第 85 条第 1 項において準用する場合を含む)における承認の申請対象となりますか。

(A)

使用するデータを単に 1 年分追加することに伴うストレス・リスク係数の更新は、変更承認の申請対象とはなりません。

<会社固有のストレス・リスク係数手法の変更の承認手続き等>

【関連条項】第 65 条第 2 項、第 85 条第 1 項

第 65 条-Q2 会社固有のストレス・リスク係数手法の変更に係る承認申請・審査のプロセスを教えてください。

(A)

会社固有のストレス・リスク係数手法に係る承認申請書の添付書類の記載事項に変更が見込まれる場合、変更の理由・内容・定量的な影響度及び承認申請書の添付書類の重要な変更への該当有無に対する見解とその理由等を添えて、再承認の可否を当局に相談してください。重要な変更該当し、再承認が必要な場合は、具体的な審査プロセスや正式な承認申請のタイミング等について、当該変更を予定する会社固有のストレス・リスク係数手法採用社とご相談をさせていただきます。

(※)変更の内容に応じて、審査期間が長期に及ぶことも想定されることから、承認申請書の添付書類の記載事項の変更を予定している会社固有のストレス・リスク係数手法採用社は、速やかに当局に相談する等、状況に応じて適切な対応に努めることが重要です。

再承認の可否をご相談いただき、検討する必要がある変更として次が挙げられます。

- 新たなデータ調整を行う場合
- 会社固有のストレス・リスク係数手法の適用対象とするサブリスクカテゴリーを変更する場合
- 現在推計の算出に用いるモデル等を変更する場合
- その他、添付書類の記載事項を変更する場合

なお、第 106 条においても同様のプロセスです。

<会社固有のストレス・リスク係数手法において使用するデータ>

【関連条項】第 72 条第 1 号、第 85 条第 1 項

第 72 条-Q1 第 72 条第 1 号(第 85 条第 1 項において準用する場合を含む)において、会社固有のストレス・リスク係数の算出に使用するデータが最新であることが要件となっておりますが、実務上困難な場合、基準日より前の時点までのデータを用いて会社固有のストレス・リスク係数を作成することは許容されますか。

(A)

実務上困難な場合、基準日より前のある時点までのデータを用いて、基準日の会社固有のストレス・リスク係数を作成することが考えられます。

例えば、X 年度末の会社固有のストレス・リスク係数の計算において、X 年度のデータは、予測データ及び実績データともに、X 年 12 月までの 9 か月分のデータを使用することが考えられます。ただし、実務上可能な範囲で最新のデータを用いることとしてください。

<会社固有のストレス・リスク係数手法における予測データの修正>

【関連条項】第 72 条第 2 号、第 85 条第 1 項

第 72 条-Q2 第 72 条第 2 号(第 85 条第 1 項において準用する場合を含む)に従い、基準日と過年度の予測時点におけるモデル等に重要な差異があり、過年度の予測データを調整する場合、留意すべきことはありますか。

(A)

予測データ(損害保険リスクに係る実績データにおける支払備金(最終損害率に含まれる支払備金を含む。)を含む。以下同じ。)は、各年度における前年度末の現在推計と整合的なものとします。ただし、当該計測時点からモデル等の重要な変更があった場合には、以下の要領に従い、過年度の予測データを調整するものとします(ただし、過年度の予測データの調整が妥当ではない又は困難となる合理的な理由がある場合を除きます。)

- ① 変更前のモデル等によって計算された全ての過年度の予測データを、基準日時点の現在推計の評価に用いるモデル等に基づく予測データに洗い替える。
- ② 過年度の予測データを洗い替えた場合は、洗い替え後の予測データについて、必要な技能、知識、専門的知見及び経験を有する検証者(例えば、保険数理機能等)によって検証を行うものとする。検証に当たっては、保険会社向けの総合的な監督指針に定める保険負債の検証に関する報告書における、現在推計に係る事項を網羅するものとする。

<会社固有のストレス・リスク係数手法におけるデータの調整>

【関連条項】第 72 条第 3 号、第 85 条第 1 項

第 72 条-Q3 「データを調整する場合は、その理由が合理的なものであること。」とされていますが、どのような場合が合理的なものに該当しますか。

(A)

ある年度の一部のデータの除外は、次の要件のいずれにも該当するものに限るものとします。

- ① 当該一部のデータの要因が、過年度における一時的なものであり、かつ、環境の変化等によって基準日以降に影響を及ぼす蓋然性が低いものであること。
- ② 保険会社等内部のデータにおいて、当該要因によるものとそれ以外のものが明確に区分されており、当該要因の影響を定量的に把握し、除外できるものであること。
- ③ 当該年度の前年度末の現在推計において、当該要因の影響が考慮されていないこと。

上記に該当し得る具体的な事例として、新型コロナウイルスに係る保険金等の支払により、保険金等の支払が増加した可能性が考えられます。①②③のいずれにも該当した場合にあっては、例えば、罹患及び障害リスクのストレス係数の計算において、実績データから新型コロナウイルスに係る保険金等の支払に係るものを除外することができます。

また、ある年度の全てのデータの除外は、当該年度が次のいずれかに該当する場合に限るものとします。なお、ある年度の全てのデータを除外した場合、除外した年度を除き少なくとも直近 10 年間のデータを用いる必要があります。

- ① やむを得ない事情により予測データを作成していない年度又はデータの取得が困難な年度
- ② 次の要件のいずれにも該当する一時的な要因が認められる年度
 - a. 基準日以降に当該要因が影響を及ぼす蓋然性が低いものであること。
 - b. 保険会社等内部のデータにおいて、当該要因の影響を定量的に把握することが困難であること。
 - c. 外部データ等により、当該要因が一定程度影響を及ぼしていることを実証可能であること。
 - d. 当該年度の前年度末の現在推計において、当該要因の影響が考慮されていないこと。

②に該当し得る具体的な事例として、新型コロナウイルスが入院やその他の医療行為等に影響を及ぼした可能性(入院数の減少等)が考えられます。a.b.c.d.のいずれにも該当した場合にあっては、例えば、罹患及び障害リスクのストレス係数の計算において、新型コロナウイルスが流行した期間のデータを除外することができます。

なお、実際の審査に当たっては、過去の基準日時点において一時的な要因がどの程度継続すると見込まれていたか、当該過去の基準日時点よりさらに過去の時点に類似の事象が起きていたか(類似の事象があれば、その時期や影響)、基準日以降に影響を及ぼす蓋然性が低いと客観的に判断可能か、対象となるリスクカテゴリー(生命保険リスク、損害保険リスク)の性質等を踏まえて、上記の各要件に該当するかを総合的に判断します。

<会社固有のストレス・リスク係数手法における予測データの品質>

【関連条項】第 72 条第 1 号、第 85 条第 1 項

第 72 条-Q4 第 72 条第 1 号において、予測データについて留意すべき事項はありますか。

(A)

会社固有のストレス・リスク係数手法で用いる予測データは、一般的に判断・見積りの要素が大きいため、経済価値ベースのソルベンシー規制導入前のもも含め、十分な検証・ガバナンス態勢の下で計測されたものであることが必要です。具体的には、保険会社向けの総合的な監督指針に定める保険負債の検証に関する報告書における現在推計に係る事項のとおり、データ品質、前提条件、計算手法及びモデル等について妥当性が検証されており、更に変動要因分析・感応度分析・実績との比較等による妥当性の評価を通じた検証がなされ、適切なプロセスで報告・承認されている必要があります。

上記の確認のため、審査に当たっては、次のいずれかの書類を提出してください。

- 適切な内部統制によって継続的に十分な検証がなされ、データの品質が確保されている場合：裏付ける規程類、運用記録（検証証跡、社内報告書、会議体の議事録等のサンプルを含む。）
- 上記以外の場合：会社固有のストレス・リスク係数手法で用いる全ての予測データの検証証跡

<死亡リスクのストレス係数における解約率等の予測と実績の乖離による影響を除くための調整>

【関連条項】第 75 条

第 75 条-Q1 実績データについて、解約率等の予測と実績の乖離による影響を除くために死亡リスクのエクスポージャーの実績と予測の比率による適切な調整を行うこととありますが、どのように調整を行えばよいですか。

(A)

当該調整は、死亡リスクのストレス係数の計算において、解約率等の予測と実績の乖離による影響を除くため、実績データを予測の保有ベースに調整するものです。

例えば、指標データを死亡保険金額、エクスポージャーを保有保険金額とする場合、実績死亡保険金額を以下のとおり調整することが考えられます。なお、当計算は、月単位等、各社の実態と利用可能なデータを踏まえて行ってください。

$$\text{実績死亡保険金額(調整後)} = \text{実績死亡保険金額(調整前)} \times \frac{\text{予測保有保険金額}}{\text{実績保有保険金額}}$$

(※) 第 75 条第 1 号イのただし書の規定により、「各事業年度において獲得した新規保険契約に相当するデータを除く」とした場合は、上記算式中の分母の実績保有保険金額においても、当該取扱いと整合的に調整する必要があります。

<ストレス係数の計算における変額年金保険等の取扱い>

【関連条項】第 75 条、第 76 条、第 77 条、第 78 条

第 75 条-Q2 各ストレス係数の計算において、変額年金保険等の特別勘定を有する商品はどのように取り扱えばよいですか。

(A)

第 31 条の「資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約」に該当する保険契約(又は該当する部分)は、各ストレス係数の計算において、予測データ及び実績データから除外してください。

「資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約」に該当しない保険契約(又は該当しない部分)については、各ストレス係数の計算において、予測データ及び実績データに含める必要があります。この場合において、指標データが経済環境の変化の影響を受けるときには、経済環境が変化したことによる影響を除くため、年度始(前年度末)の経済シナリオに基づき、実績データを適切に調整してください。

<解約及び失効リスクのストレス係数における経済環境の変化を除くための調整>

【関連条項】第 78 条

第 78 条-Q1 実績データについて、「予測データにおいて前提とした経済シナリオ」と「実際の経済環境」の乖離の影響を除くための適切な調整を行うことができるとありますが、どのように調整を行えばよいですか。

(A)

当該調整は、解約及び失効リスクのストレス係数の計算において、予測に対する実績の比率から経済環境が変化したことによる影響を除くため、実績データを「予測データにおいて前提とした経済シナリオ」ベースに調整するものです。

例えば、指標データを解約・失効件数とする場合、ある月の実績解約・失効件数について、経済前提に応じた動的解約を現在推計の計算において考慮しているときに、「年度始(前年度末)の経済シナリオを前提とした予測データの解約率等」、現在推計に用いる解約・失効率において経済シナリオを実際の経済環境に置き換えた「実際の経済環境を前提とした予測データの解約率等」から、実績解約・失効件数を以下のとおり調整することが考えられます。

実績解約・失効件数(調整後) = 実績解約・失効件数(調整前) × 調整率

調整率 =
$$\frac{\text{年度始(前年度末)の経済シナリオを前提とした予測データの解約率等}}{\text{実際の経済環境を前提とした予測データの解約率等}}$$

なお、当該調整に当たっては以下の点に留意してください。

- 当該調整は、月単位等、各社の実態と利用可能なデータを踏まえて行ってください。

- 解約率等は、商品、経過年数等に応じて様々と考えられます。各社の実態と利用可能なデータを踏まえて、一定の区分ごとに平均的な調整率を設定すること等も考えられます。
- 上記例では、解約率等に基づき調整率を作成しておりますが、上記例以外の方法であっても、当該調整の趣旨に沿ったものであれば許容されます。
- 当該調整は行うことができるものとしていますが、商品性等を踏まえ、当該調整が必要と判断した商品等については、原則、継続的に当該調整を行ってください。したがって、年度や月によって、調整の有無を変更することはできません。

第3節 損害保険リスク関係(会社固有のリスク係数以外)

<損害保険リスクの商品区分>

【関連条項】第82条

第82条-Q1 地域区分「日本」において、船主責任相互保険は、別表6のどの商品区分に該当しますか。

(A)

「その他」としてください。

<翌事業年度に期待される正味既経過保険料>

【関連条項】第83条第2項

第83条-Q1 保険料リスクの計算に使用する「当該事業年度の翌事業年度に期待される正味既経過保険料(引き受けることが期待される新規保険契約に係る正味既経過保険料を含む。)」の予測に当たって、留意すべき事項はありますか。

(A)

翌事業年度に期待される正味既経過保険料の予測においては、客観性・妥当性を確保しつつ、各社が個別の状況を踏まえて合理的に判断することが重要であることから、全社一律の方法を設定するものではありませんが、下記の点に留意して適切に予測する必要があります。

- ① 予測に対する客観性・妥当性を確保する観点から、以下のような過去の実績データから得られる情報に基づき、翌事業年度に期待される正味既経過保険料を算出することが考えられます。算出にあたっては、種目や販売チャネル等の区分ごとに算出することも考えられます。
 - a. 過去の正味既経過保険料の伸び率やトレンド
 - b. 過去の新契約の引受実績
 - c. 過去の契約の更改率や継続率

- ② さらに、個別の状況を踏まえた合理的な予測に基づき適切なリスク量を算出する観点から、過去の実績データだけに捉われるのではなく、特殊要因や環境変化等による影響を加味することが必要です。例えば以下の点を踏まえ、過去の実績データから算出した翌事業年度に期待される正味既経過保険料を調整することが考えられます。
- a. 市場全体の成長
 - b. 競合の状況
 - c. 経済環境の変化
 - d. 販売施策
 - e. 大口契約の状況
 - f. 出再方針

なお、予測結果の客観性を確保する手段としては、取締役会等から承認を受けた事業計画との整合性を確認するといったことが考えられます。

第4節 巨大災害リスク関係

＜巨大災害発生時点で有効な保険契約＞

【関連条項】第91条第1項

第91条-Q1 損害保険契約等に係る巨大災害リスクの計算において、「基準日の翌日以降十二月間に発生する巨大災害の発生時点で有効な全ての保険契約（引き受けることが期待される新規保険契約を含む。）を考慮する」方法の具体例を教えてください。

(A)

翌事業年度の巨大災害発生時点で有効な保険契約を考慮する方法としては、例えば下記の方法が考えられます。

- ① エクスポーザーとして(正味)既経過保険料を用いる場合(第92条第2号の計算等):保険料リスクの計算方法に準じて、当事業年度と翌事業年度の(正味)既経過保険料のうち大きい方(双方が利用不可能な場合は当事業年度の(正味)収入保険料)をエクスポージャーとする。
- ② エクスポーザーとして保有保険金額を用いる場合(別表8の計算等):基準日時点の保有保険金額と翌事業年度の平均保有保険金額の大きい方をエクスポージャーとする。この場合において、風水災や雪災等の季節性のある巨大災害リスクの計算に当たっては、重要性に応じて、保有契約の季節的な変動を考慮して調整する。
- ③ その他の計算方法を用いる場合(機構モデル、内部モデル手法による計算等):上記の考え方に準じる等、適切な方法で対応する。

なお、翌事業年度のエクスポージャーの予測に当たっては、第 83 条-Q1 に記載の内容にも留意してください。また、年間損失総額の VaR99.5%から期待値を控除してリスクの額を計算する場合、控除する年間損失額の期待値の計算に当たっても、引き受けることが期待される新規保険契約を考慮する必要があることにも留意してください。

<巨大災害リスクの計算対象とするペリル>

【関連条項】第 91 条第 2 項

第 91 条-Q2 巨大災害リスクの計算において、どのようなペリルを考慮すべきですか。

(A)

内部モデル手法又は第 94 条第 1 項第 1 号(損害保険契約に係るテロリズムの行為)に基づく計算においては、以下のペリル等を考慮する必要があります(ただし、後者に係る主要なペリルは告示の規定に従う)。それ以外の場合は、告示の規定に従って計算するものとし、その他の追加的な考慮は必要ありません。

① 全ての重要なペリル。例えば、以下のとおり。

a. 巨大自然災害

ア 熱帯低気圧、ハリケーン、台風

イ 温帯低気圧・冬の嵐

ウ 地震

エ 洪水

オ 雪

カ 竜巻、雹、対流性暴風雨

b. その他の巨大災害

ア テロリズムの行為

イ 感染症の流行

ウ 信用及び保証

② 第 91 条第 2 項に従い、主要なペリルから生じる二次的ペリル及びこれらによる間接的な損害。例えば、二次的ペリルの例は以下のとおり。

a. 熱帯低気圧による、高潮、ダム決壊等の事故、需要の急騰、損失の増幅等。

b. 地震による、火災又は津波、スプリンクラーからの放水による損害、需要の急騰又は損失の増幅等。

c. テロリズムの行為に伴う財物損傷による、事業中断等。

<巨大災害リスクの計算対象とする商品>

【関連条項】第 91 条第 2 項

第 91 条-Q3 巨大災害リスクの計算において、どのような商品を考慮すべきですか。

(A)

内部モデル手法に基づく計算においては、巨大災害リスクに晒される全ての商品を考慮する必要があります(例えば、地震等の巨大自然災害は、住宅、商業用不動産、自動車及び海上(海上のエネルギー施設を含む。)の保険だけでなく、貨幣・美術品、傷害、航空、賠償責任及び労災補償の各保険等にも影響を与え得る。)。それ以外の場合は、告示の規定に従い計算するものとし、その他の追加的な考慮は必要ありません。

<日本の巨大自然災害リスク(受再保険契約)の算出方法>

【関連条項】第 93 条第 2 項、第 3 項

第 93 条-Q1 日本の巨大自然災害リスクにおいて、受再保険契約に係るリスクを計算するための「適切な方法」とは、具体的にどのようなものですか。

(A)

例えば下記の方法が考えられますが、各社において妥当と考える方法を用いることができます。なお、第 6 章の規定に基づき金融庁長官の承認を得ていない限り、内部モデルを用いることは認められません。

- ① 保険会社等の元受保険契約に係るリスクを調整する方法: 保険会社等の元受保険契約に係るリスクを、受再保険料の元受保険料に対する比率等の適切な比率で調整する方法
- ② 元受保険契約に係るリスクの計算方法に準じて計算する方法(第 93 条第 1 項第 2 号のリスク係数等を用いる手法を使用する場合のみ): 以下の手順で計算する方法
 - a. 元受保険契約に係るリスクの計算方法に準じて、受再した他社の元受保険契約に係るリスクを算出する。

(※) 受再した他社の元受保険契約の元受保険金額等のエクスポージャーが不明な場合は、合理的な推計値を使用する。推計が困難な場合は受再保険契約のてん補限度額をグロス損失額(99.5%VaR)として計算する。
 - b. a.の結果及び受再保険契約の条件に基づいて、受再保険契約に係るリスクを算出する。
 - c. b.の結果を全ての受再保険契約について合算する。

<日本の巨大自然災害リスク(火災保険以外)の算出方法>

【関連条項】第 93 条第 2 項第 2 号

第 93 条-Q2 日本の巨大自然災害リスク(火災保険以外)のリスクの計算に用いる火災保険のリスクを調整するための「適切な比率」とは、具体的にどのようなものですか。

(A)

例えば、下記の指標に係る各商品区分の火災保険に対する比率が考えられますが、各社において妥当と考える比率を用いることができます。

- ① 過去の自然災害に係る発生保険金
- ② 保有保険金額

<生命保険契約等に係るエクスポージャーの地理的所在>

【関連条項】第 94 条第 1 項第 2 号

第 94 条-Q1 生命保険契約等に係るテロリズムの行為によるリスクの計算に当たって、生命保険契約等に係るエクスポージャーの地理的所在が把握できない場合の対応方法を教えてください。

(A)

エクスポージャーの地理的所在が把握できない生命保険契約等については、地理的所在を可能な限り合理的に推定してください。例えば、団体保険契約の場合は、契約者である法人等の本社の所在地を考慮すること等によって推定することが考えられます。

<潜在的な正味損害額の計算例>

【関連条項】第 99 条第 2 項

第 99 条-Q1 保証証券及び保証保険のリスクの計算における、潜在的な正味損害額の計算例を示してください。

(A)

潜在的な正味損害額の計算例は以下のとおりです。

【前提】

- ① グロス・エクスポージャー: 10,000,000
- ② 95% 予想最大損失率係数: 0.4
- ③ 共同保証割合: 10%
- ④ 現金担保の額: 100,000
- ⑤ リスク削減手法(再保険)による調整額: 50,000

この場合、

95% 予想最大損害額(⑥): ② × ① = 4,000,000

共同保証の調整額(⑦): ③ × ⑥ = 400,000

共同保証調整後の正味 95% 予想最大損害額(⑧): ⑥ - ⑦ = 3,600,000

現金担保調整後の正味 95% 予想最大損害額(⑨): ⑧ - ④ = 3,500,000

再保険調整後の正味 95% 予想最大損害額(潜在的な正味損害額): ⑨ - ⑤ = 3,450,000

第 5 節 市場リスク関係

<市場変化の結果生じる保険契約者行動の影響>

【関連条項】第 102 条

第 102 条-Q1 市場リスクの計算対象として、「市場変動の結果として生じる保険契約者行動による評価額に対する影響も含む」とされていますが、この市場変動の結果として生じる保険契約者行動としては例えばどのようなものがありますか。

(A)

例えば、保険契約の解約・失効については、次の点を考慮することが考えられます。

- ① 無配当商品については、将来の予期せぬ金利上昇の結果、新しい保険商品又は投資商品と比べ魅力が低いと受け止められる可能性
- ② 株式投資損失又は金利低下の結果生じる配当率の減少により、保険商品の価値又は魅力が低下したと受け止められる可能性

<オフ・バランスの退職給付にかかる資産・負債>

【関連条項】第 102 条

第 102 条-Q2 市場リスクの計算において、オフ・バランスとなっている退職給付にかかる資産(年金資産等)・負債(退職給付債務)は計算の対象となりますか。

(A)

計算の対象外としてください。

<金利リスクにおける優先株式の取扱い>

【関連条項】第 103 条第 2 項

第 103 条-Q1 金利リスクにおける資産の再計算の対象として、優先株式を含むとされていますが、優先株式のように会計基準において債券と同様の性格を持つと考えられているもの以外については、どのように取り扱えばよいですか。

(A)

「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」において債券と同様の性格を持つと考えられているもの以外については、金利リスクの対象とはせず、株式リスクの対象としてください。

<優先株式の該当の判断>

【関連条項】第 103 条第 2 項、第 116 条第 6 項

第 103 条-Q2 この告示における優先株式に該当するかどうかは、どのように判断すればよいですか。

(A)

以下の全てを満たすものを優先株式としてください。

- ① 普通株式に優先して配当(通常は定額)を受け取る権利を有していること。
- ② 清算の際に普通株式の所有者に優先して分配を受ける権利を有していること。
- ③ 議決権を有していないこと。

<金利リスクにおける UFR の変動>

【関連条項】第 105 条第 3 項、第 111 条第 1 項第 3 号

第 105 条-Q1 水準上昇シナリオ及び水準下降シナリオにおいて、UFR の水準にストレスを与えるものとなっています。UFR の水準にストレスを加える際に、UFR に反映されている期待インフレ率も変化させるべきですか。変化させる場合は、どのように変化させるべきですか。

(A)

金利リスクの計算における、水準上昇シナリオ及び水準下降シナリオにおいて、UFR の水準にストレスを与える際には、UFR に反映されている期待インフレ率も UFR の変動と比例的に変動させるものとします。

例えば、日本円の場合、別表四により UFR は 3.8%、UFR に反映されている期待インフレ率は 2.0%です。UFR に 10%を乗じた 0.38%が 0.15%より大きいことから、第 105 条第 3 項第 1 号の水準上昇シナリオにおける UFR の調整は、0.15%となります。

この時、UFR は $3.8\%+0.15\%=3.95\%$ となり、UFR に反映されている期待インフレ率は、 $2.0\% \div 3.8\% \times 3.95\%= 2.08\%$ となります。

<スプレッドリスクにおける資産の計算方法>

【関連条項】第 112 条

第 112 条-Q1 スプレッドリスクの計算に当たって、ストレス後の資産の評価はどのように行うことが考えられますか。

(A)

再計算の対象資産のスプレッドリスクのストレス・シナリオ適用後の評価方法は、例えば、保有資産の時価とキャッシュ・フロー及び無リスク金利から(銘柄単位又は通貨・格付区分別単位等適切な単位で)スプレッドを逆算し、第 113 条に規定されているストレスを当該スプレッドに適用して得られるスプレッドを用いて評価を行うことが考えられます。なお、当該例に限らず、各社における実際の保有資産のスプレッドが反映されるよう、合理的な方法で計算する必要があります。

<スプレッドリスクの対象>

【関連条項】第 112 条

第 112 条-Q2 スプレッドリスクの計算に当たって、金利リスクヘッジを目的とした金利デリバティブについても、スプレッドリスクの対象とする必要がありますか。

(A)

クレジット・デフォルト・スワップ等のクレジット・スプレッドが含まれるものを除いて、金利スワップ等のデリバティブについてはスプレッドリスクの対象外としてください。

<その他の株式>

【関連条項】第 116 条第 7 項

第 116 条-Q1 株式リスクの資産区分における「その他の株式」には、どのようなものが含まれますか。

(A)

「その他の株式」には株式の公正価値の水準又はボラティリティの変動に感応的な全ての資産のうち、第 116 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げるもの以外を含める必要があります。例えば、非上場株式、ヘッジファンド、有限責任組合への出資、商品(コモディティ)及びその他のオルタナティブ投資が含まれます。

<不動産リスクのエクスポージャー>

【関連条項】第 119 条

第 119 条-Q1 不動産リスクのエクスポージャーに不動産関連の企業への投資は含まれますか。

(A)

不動産管理、施設管理若しくは不動産の運営を行っている企業又は不動産開発プロジェクト若しくは類似の事業活動を行っている企業への投資は、不動産リスクのエクスポージャーに含まれません。

<不動産リスクのエクスポージャー>

【関連条項】第 119 条

第 119 条-Q2 不動産リスクのエクスポージャーに自己使用目的で保有する不動産は含まれますか。

(A)

含まれます。

<為替リスクにおける通貨オプションの取り扱い>

【関連条項】第 121 条

第 121 条-Q1 為替リスクにおいて、通貨オプションはデルタ相当額がエクスポージャーとされていますが、このときのデルタ相当額は各通貨の変動率に相当する

通貨価値変動(例えば、米ドルが資産超過であれば、ドル円の 30%円高)によるオプション価値及び原資産価値の変動額に基づき算出するという理解でよいですか。

(A)

ご理解のとおりです。

なお、この場合であっても、通貨オプションがリスク削減手法に該当するときは、第 50 条第 1 項第 6 号、同条第 2 項の規定に従いリスク削減手法の残存期間に応じた調整を、リスク削減手法に該当しないときは、第 50 条-Q3 の記載に従い通貨オプションの残存期間に応じた調整を行う必要があります。

<取引相手方グループ>

【関連条項】第 125 条第 3 項

第 125 条-Q1 取引相手方グループの決定にあたって、支配関係又は経済的相互依存関係を有するかどうかはそれぞれどのように判断すればよいですか。

(A)

それぞれの定義は第 125 条第 3 項に記載のとおりですが、実際の判断にあたっては、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)「Supervisory framework for measuring and controlling large exposures」における II. Overall design of a prudential framework for large exposures の E. Definition of connected counterparties が参考になります。

第 6 節 信用リスク関係

<特別勘定等を設けた保険契約に係る信用リスクの額>

【関連条項】第 128 条第 2 号

第 128 条-Q1 特別勘定等を設けた保険契約に係る信用リスクの額について、信用リスクに起因する損失が生じた場合に生じ得る特別勘定等を設けた保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額の増加額とは具体的にどのようなものですか。

(A)

例えば、保険会社が収入する手数料が特別勘定等の残高比例の場合に、対象となる特別勘定等の資産において信用リスクに起因する損失が発生したときに生じる手数料収入の減少に伴う保険負債の増加額等が挙げられます。

なお、信用リスクに起因する損失とは、対象となる特別勘定等の資産について、第 5 章第 6 節第 2 款及び第 3 款の規定に従い計算した信用リスクの額をいいます。

<政府関係機関の分類>

【関連条項】第 129 条

第 129 条-Q1 政府が出資する株式会社及び独立行政法人に対するエクスポージャーは、公共部門又は企業のいずれに分類すべきですか。

(A)

政府が出資する株式会社に対するエクスポージャーは企業、独立行政法人に対するエクスポージャーは公共部門に分類してください。

<米国地方債のうちレベニュー債の分類>

【関連条項】第 129 条

第 129 条-Q2 米国地方債のうち、事業から生じる収入等を償還財源として発行されるレベニュー債(地方公共団体の保証なし)については、公共部門又は企業のいずれに分類すべきですか。

(A)

企業に分類してください。ただし、インフラ投資に該当する場合は、インフラ投資に分類することができます。

<再保険による所要資本の額の削減額>

【関連条項】第 130 条第 6 項

第 130 条-Q1 格付区分の異なる再保険者を相手方として複数の再保険を締結している場合、再保険による所要資本の削減額を格付区分ごとに配賦する計算例を示してください。

(A)

2 つの再保険を締結しており、再保険 A の出再先の格付区分は 1、再保険 B の出再先の格付区分は 2 の場合の巨大災害リスクにおける再保険による所要資本の削減額の計算例は次のとおりです(本例では計算結果は四捨五入して整数としています)。なお、生命保険リスクの場合も同様です。

	巨大自然災害	テロリズムの行為	感染症の流行	信用及び保証	巨大災害リスク
リスク量(再保険考慮前)	150	50	0	20	159(※)
再保険 A による回収額	20	10	0	0	
再保険 B による回収額	40	20	0	0	
リスク量(再保険考慮後)	90	20	0	20	94(※)

再保険による所要資本の削減額					65
----------------	--	--	--	--	----

(※)第 100 条に規定する巨大災害リスクにおける統合方法に基づき統合

再保険による所要資本の削減額を、各再保険によるリスク量の削減額の合計(単純和)の比によりそれぞれの再保険に配賦することとします。

つまり、上記の計算例の場合

再保険 A によるリスク量の削減額の合計(単純和) : $20+10+0+0=30$

再保険 B によるリスク量の削減額の合計(単純和) : $40+20+0+0=60$

であることから、

再保険 A による所要資本の削減額 : $65 \times 30 \div (30+60)=22$

再保険 B による所要資本の削減額 : $65 \times 60 \div (30+60)=43$

となり、再保険 A の相手方である再保険会社の格付区分に 22、再保険 B の相手方である再保険会社の格付区分に 43 を配賦します。

<法令により義務づけられている再保険契約>

【関連条項】第 130 条第 2 項第 4 号

第 130 条-Q2 本邦における自動車損害賠償責任保険契約に関しては、再保険契約ではなく、自動車損害賠償保障法第 28 条の 4 による共同プールによって運営されていますが、当該共同プールについても、第 130 条第 2 項第 4 号に該当するものとしてよいですか。

(A)

自動車損害賠償保障法第 28 条の 4 による共同プールについても、第 130 条第 2 項第 4 号に該当するものとしてください。

<クレジット・デリバティブ取引の信用エクスポージャー>

【関連条項】第 133 条、第 135 条

第 133 条-Q1 クレジット・デリバティブ取引は、第 133 条の対象から除外されていますが、信用エクスポージャーはどのように計算すればよいですか。

(A)

クレジット・デリバティブ取引によりプロテクションの提供を受けている場合は、第 6 節第 3 款第 3 目の「保証及びクレジット・デリバティブ取引の認識」の規定に従ってください。

クレジット・デリバティブ取引によりプロテクションの提供を行っている場合は、第 135 条の「その他のオフ・バランス取引の信用エクスポージャー」の規定を適用し、別表 15 における「信用供与に直接的に代替する偶発債務」として信用換算係数を 100%として信用エクスポージャーを算出してください。

<差入れ担保の取扱い>

【関連条項】第 135 条、別表 15

第 135 条-Q1 現金又は有価証券による担保の提供を行った場合において、当該担保が分別管理されており、かつ、当該相手方から倒産隔離されている場合であっても、別表 15 第 8 号に該当し、信用換算係数として 100%を用いる必要がありますか。

(A)

現金又は有価証券による担保の提供のうち、相手方以外の第三者において分別管理されており、かつ、当該相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものについては、信用換算係数は 0%として計算するものとします。

<実効残存期間>

【関連条項】第 136 条

第 136 条-Q1 実効残存期間を計算する際の「債務者が保険会社等へ支払うべきキャッシュ・フロー」について、繰り上げ返済のある証券化商品等に関してモデル等により繰り上げ返済を見込んだキャッシュ・フローを用いることは可能ですか。

(A)

第 136 条第 1 項の算式に基づく実効残存期間の計算は、確定したキャッシュ・フローを有する信用エクスポージャーに対して適用するものとします。なお、証券化商品等の時価の算定において考慮されている繰り上げ返済については、同項の算式に基づく実効残存期間の計算において考慮することが可能です。これら信用エクスポージャー以外のエクスポージャーについては、同条第 4 項の規定に従い第 1 項の算式よりも保守的な手法に基づき実効残存期間を計算する必要があります。

<延滞債権>

【関連条項】第 140 条、第 142 条

第 140 条-Q1 「延滞債権」は 3 か月以上の延滞債権のみを対象としてよいですか。

(A)

「延滞債権」は 3 か月以上の延滞債権のみを対象とします。

<LTV 比率のエクスポージャー>

【関連条項】第 140 条第 3 項第 1 号

第 140 条-Q2 基準日時点のエクスポージャーの額について、エクスポージャーの額

は、経済価値ベースのバランスシートに計上した時価の金額を使用すべきでしょうか。

(A)

エクスポージャーの額については、ローンの額面としてください。

第7節 オペレーショナル・リスク関係

<収入保険料の増加額>

【関連条項】第154条第2項

第154条-Q1 オペレーショナル・リスクの計算の要素として、前事業年度の収入保険料を用いる必要がありますが、保険会社を設立した初年度の計算において、前事業年度の収入保険料はどのように扱えばよいですか。

(A)

154条第2項第1号ハ、第2号ハにおいて、当事業年度の収入保険料から前事業年度の収入保険料に120%を乗じた額を控除した額の計算が必要となります。設立初年度においては、前事業年度の収入保険料を0として計算してください。

中間期末にあつては、前事業年度の収入保険料から前々事業年度の収入保険料に120%を乗じた額を控除した額の計算が必要となります。設立初年度においては、前事業年度及び前々事業年度の収入保険料がともに存在しませんが、この場合、前事業年度の収入保険料は当事業年度の中間期における収入保険料、前々事業年度の収入保険料は0として計算してください。

また、154条第2項第1号イ、第2号イにおいて、中間期末にあつては、前事業年度の収入保険料が必要となります。設立初年度においては、上記と同様、前事業年度の収入保険料は当事業年度の中間期における収入保険料として計算してください。

第10節 非保険事業関係

<非保険事業の所要資本における内部取引の取扱い>

【関連条項】第157条

第157条-Q1 非保険事業の所要資本を計算するに当たって、子会社等間における内部取引を考慮する必要はありますか。

(A)

理論上、グループ内の子会社等間での内部取引による相殺が存在し得るものですが、告示における非保険事業の所要資本の計算に当たっては、内部取引を考慮せず、子会社等ごとに第157条の規定に従って計算した額を単純合計するものとします。

<総収入における業務粗利益>

【関連条項】第 157 条第 3 項第 1 号ロ

第 157 条-Q2 総収入の要素である「業務粗利益」は、どのように計算すればよいですか。

(A)

業務粗利益は、銀行等における預金、貸出金及び有価証券等の利息収支を示す「資金利益」、各種手数料等の収支を示す「役務取引等利益」、特定取引勘定から生じる「特定取引利益」、「その他業務利益」の合計です。

非保険金融子会社等が、業務粗利益に相当する金額を計算済みでない場合は、税引前当期純利益から、特別損益、株式等売却に係る損益、金銭の信託運用に係る損益、貸倒引当金に係る損益、その他臨時に発生する損益を除外し、経費（人件費及び物件費等）を加算することで近似的に計算してください。

なお、子会社等が資産運用事業を営む場合にあっては、総収入の計算において、第三者に対する資産運用事業に関するもののみを含め、グループ内の自己資産の管理に関するものは除くものとします。

<総収入における役務取引等費用>

【関連条項】第 157 条第 3 項第 1 号ロ

第 157 条-Q3 総収入の要素である「役務取引等費用」は、どのようなものですか。

(A)

第 157 条の総収入の計算における役務取引等費用は、非保険金融子会社等がサービス（例えば、銀行の場合は、為替取引、信託販売、保険販売やシンジケートローン組成等）を提供することに伴うコストをいいます。

<総収入の平均値>

【関連条項】第 157 条第 3 項第 1 号ロ

第 157 条-Q4 直近 3 年間における総収入の平均値を用いることとなっていますが、固有の資本要件を持たない非保険金融子会社等に該当する子会社等が銀行等以外の会社を新規に取得した場合、直近 3 年間には取得する前の期間を含める必要はありますか。

(A)

新規に取得した場合、取得する前の期間も含めて当該社における直近 3 年間における総収入の平均値を用いるものとします。

なお、取得した会社が設立後 3 年に満たない場合、実績のある年度の平均値を用いるものとします。

<総収入の平均値>

【関連条項】第 157 条第 3 項第 1 号ロ

第 157 条-Q5 直近 3 年間に於いて総収入が正の値とならない年がある場合は、どのように取り扱えばよいですか。

(A)

直近 3 年間に於いて総収入が正の値とならない年がある場合は、当該正の値とならない年以外の年の総収入の平均値としてください。直近 3 年間に於いて、全ての年で総収入が正の値とならない場合は、総収入の平均値を 0 としてください。

第 6 章 内部モデル手法

<内部モデル手法の使用の承認手続き等>

【関連条項】第 158 条第 1 項

第 158 条-Q1 内部モデル手法の使用に係る承認申請・審査のプロセスを教えてください。

(A)

内部モデル手法の使用の承認申請を希望している保険会社等は、第 161 条の規定に従い、適用開始日(内部モデル手法の使用を開始しようとする基準日)の 9 か月前まで(※)には、(中間)予備計算報告書(適用開始日の 6 か月前を基準日とするものを除く。)に承認申請書類に準ずる書類を添付して、当局へ届出・提出してください。その後、当該書類等の審査を経て正式な承認申請書類の提出となりますが、具体的な審査プロセスや正式な承認申請のタイミング等については、承認申請を希望する保険会社等と事前にご相談をさせていただきます。

(※) 審査書類が多岐に亘る場合等、審査期間が長期に及ぶことも想定されることから、保険会社等においては、準備状況や予備審査(第 161 条に規定する予備計算等の告示に定められた審査プロセスに先立って必要に応じて行う予備的な審査)の実施方法等について、9 か月前にかかわらず速やかに当局に相談する等、状況に応じて適切な対応に努めることが重要です。

<内部モデル手法等の変更の承認手続き等>

【関連条項】第 158 条第 2 項

第 158 条-Q2 内部モデル手法等の変更に係る承認申請・審査のプロセスを教えてください。

(A)

第 158 条第 2 項の規定により、同項各号のいずれかに該当する内部モデル手法に係る変更を行う場合、再度金融庁長官の承認を受ける必要がありますので、前広に当局に相談してください。具体的な審査プロセスや正式な承認申請のタイミング等については、

当該変更を予定する内部モデル手法採用社と事前にご相談をさせていただきます。

(※)内部モデル手法の使用に係る承認の場合と同様、審査期間が長期に及ぶことも想定されることから、同項各号のいずれかに該当する内部モデル手法に係る変更を予定している内部モデル手法採用社は、速やかに当局に相談する等、状況に応じて適切な対応に努めることが重要です。

なお、内部モデル手法に係る変更が同項第 2 号又は第 3 号に該当しない場合でも、同項第 1 号に該当する場合がありますので、変更の理由・内容・定量的な影響度及び同号への該当有無に対する見解とその理由等を添えて、再承認の要否を当局に相談してください。

<内部モデル手法等の変更方針の軽微な変更>

【関連条項】第 158 条第 2 項

第 158 条-Q3 内部モデル手法等の変更方針に生じた変更が軽微な場合であっても、再承認を受ける必要がありますか。

(A)

内部モデル手法等の変更方針に変更があった場合は、それが軽微な場合でも、第 158 条第 2 項第 3 号の規定により「内部モデル手法に係る変更」に該当し、再度金融庁長官の承認を受ける必要があります。ただし、単純な誤脱の修正、法令等の改正に伴う用語・表記の変更、部署や会議体の名称変更等、内部モデル手法等の変更方針の実質に影響を与えない真に軽微な変更については、その内容を報告することを条件に、再承認は不要とします。

<ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者>

【関連条項】第 160 条第 1 項第 2 号

第 160 条-Q1 「ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者」とは、具体的にどのような者を指しますか。

(A)

「ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者」とは、ソルベンシー・マージン比率全体の責任者を指し、例えばソルベンシー・マージン比率全体の計測の責任者又は検証の責任者等とすることが考えられますが、各社において指定してください。なお、第 67 条第 1 項第 2 号(第 85 条第 1 項において準用する場合を含む)、第 107 条第 1 項第 2 号においても同様としてください。

<その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類>

【関連条項】第 160 条第 2 項第 5 号

第 160 条-Q2 「その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類」

とは、具体的にどのような書類を指しますか。

(A)

「その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類」としては、例えば以下の書類が考えられますが、重要性や円滑な審査に資するかどうか等を踏まえて各社において判断してください。

- ① 内部モデル手法の構造や概要の説明書類
- ② 主要な前提条件のリスト(結果に重要な影響を与える前提条件とその設定方法の妥当性に関する説明等の一覧)
- ③ データディレクトリ(使用するデータのソース、特徴、用途等の一覧)
- ④ 内部モデル手法の変更履歴及び変更計画
- ⑤ 内部モデル手法の強み、弱み及び限界の評価、弱み及び限界を緩和する方法に関する計画
- ⑥ ステークホルダーに対する情報開示の計画

<内部統制に関する審査>

【関連条項】第 160 条

第 160 条-Q3 内部モデル手法の承認申請に当たって、内部統制に関する資料の提出において留意すべき事項はありますか。

(A)

内部モデル手法の承認申請に関して、ガバナンスに係る審査項目(ユーステスト及び経営管理態勢基準、検証基準及び文書化基準に加え、統計的品質基準における重要なリスクの捕捉、データ及びエキスパート・ジャッジメントの管理方針等を含みます。)においては、申請内容の妥当性に加え、これを支える内部統制の整備及び運用状況が審査の観点の一つとなります。このため、単に「実施している」との申告にとどまらず、当該実施を裏付ける規程類、運用記録(社内報告書、会議体の議事録等を含む。)を提出してください。

なお、使用するモデルには、リスクの額への影響や経営への影響等を鑑み、重要性が高いものと低いものが存在し、効率的な内部統制を行うため等の理由により、それぞれに対して重要性等に応じた異なる内部統制が構築される状況が生じうると考えられます。この場合、合理的な重要性の基準が規程等で明確に設定されており、重要性に応じた内部統制となっている必要があると考えられます。

また、申請に際しては、関連する規程類の改定又は新設が必要となる場合が多く、これに伴う内部統制の整備や浸透に一定の準備期間を要することが想定されます。したがって、申請に当たっては、当該準備を十分に行った上で、適切な時期に申請を行うことが望まれます。

なお、第 67 条(第 85 条第 1 項において準用する場合を含む)、第 107 条においても同様です。

<内部モデル手法の承認手続き等>

【関連条項】第 162 条

第 162 条-Q1 承認審査の実施単位を教えてください。

(A)

承認審査は、報告保険会社等の単位で行いますが、連結ベースと単体ベースの計算に係る承認審査は一体として行います。ただし、親会社の承認審査と子会社の承認審査において共通する審査対象等については、審査済みの結果を適宜参照する等効率的に審査します。

<第三者ベンダーモデル等の利用>

【関連条項】第 162 条

第 162 条-Q2 保険会社等で開発したモデル以外を用いて内部モデル手法適用対象に係る所要資本の額を算出する場合(第三者ベンダーのモデルを使用している場合や、第三者が有するモデルで計測された結果を用いる場合等)、審査はどのように行われますか。

(A)

保険会社等で開発したモデル以外を用いる場合においても、保険会社等で開発したモデルと同じ基準に基づいて審査を行います。この場合、一般的に保険会社等における審査に向けた準備に時間を要することが想定されるため、承認申請に向けて計画的な対応が必要になると考えられます。

<海外の現地規制で承認を受けたモデルの利用>

【関連条項】第 162 条

第 162 条-Q3 海外子会社が海外の現地規制で内部モデル手法として承認を受けたモデルについては、内部モデル手法に係る承認の基準を満たしていると判断しても問題ないですか。

(A)

海外の現地規制で内部モデル手法として承認を受けたモデルであっても、原則はその他のモデルと同様に、審査を受け承認を受けることが必要となります。ただし、審査プロセス自体を省略するという観点ではなく、審査に係る実務負担を軽減する観点から、例えば海外の現地規制による内部モデル手法の承認審査の過程で作成された文書等を活用すること等により、効率的な審査を実施することは考えられます。

<重要性が低いリスクの審査>

【関連条項】第 162 条

第 162 条-Q4 内部モデル手法の承認審査において、重要性が低いと評価したリスクについては、どのような観点で審査が行われますか。

(A)

第 160 条-Q3 に記載のとおり、重要性等に応じて異なる内部統制が構築されている場合等、当該重要性や内部統制等を踏まえた深度で審査します。

ただし、内部モデル手法の審査に当たっては、重要性が低いと評価したリスクについても、全ての審査基準についてその適合状況を審査します。そのため、内部統制が存在しないものについては、審査において適合と判断することはできません。

なお、第 2 条に規定するプロポーシヨナリティ原則は実際の計算に対するものであり、内部モデル手法等の審査において基準に適合していることの疎明を省略する等は当該プロポーシヨナリティ原則の範囲に含まれないことに留意してください。

<2025 年度より前の事業年度の予備計算報告書>

【関連条項】附則第 8 条第 1 項

附則第 8 条-Q1 内部モデル手法の使用の承認申請を行うに当たって、2025 年度より前の事業年度の予備計算報告書はどのように作成すべきですか。

(A)

2025 年度より前又は 2025 年度以後間もなく内部モデル手法の使用の承認申請を行う場合は、2025 年度より前の事業年度の予備計算報告書の作成が必要となりますが、当該予備計算報告書は、「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」の結果に基づいて作成することができます。この場合、作成する数値の正確性・妥当性に特に留意してください。

<統計的品質基準(重要なリスクの捕捉)>

【関連条項】第 167 条第 3 項

第 167 条-Q1 統計的品質基準の「重要なリスクの捕捉」に係る審査目線を教えてください。

(A)

内部モデル手法は、保険会社等がさらされる全ての重要で定量化可能なリスクを計測対象とする必要があります。例えば、以下の観点から審査することが考えられます。

- ① 計測対象とするリスクに係るリスク事象のリスト(例: 巨大自然災害リスクに係る地域・ペリルのリスト)を作成しているか。
- ② 当該リストは、リスク事象の重要性に関する評価等に基づいて、重要なリスクを特定

するものとなっているか。

- ③ 計測対象としないリスク事象を特定し、計測対象としないことの正当性や影響度を評価しているか。
- ④ 内部モデル手法の有効性を維持するため、当該リストを状況変化に応じて反復的にレビューするプロセスを有しているか。
- ⑤ 標準的手法において計測対象となるリスク事象を計測対象としているか。計測対象としていない場合、その正当性を評価しているか。

<統計的品質基準(データの正確性、完全性及び適切性)>

【関連条項】第 167 条第 4 項第 1 号イ

第 167 条-Q2 統計的品質基準の「データ及びエキスパート・ジャッジメントの管理方針の整備」で求められる、データが「正確、完全かつ適切なものであること」とは、具体的にどのような基準ですか。

(A)

「正確、完全かつ適切なものであること」の基準は、第 12 条-Q2 の「正確性、完全性及び適切性」の基準に準じるものとします。

<内部モデル手法担当者>

【関連条項】第 170 条第 1 項第 5 号

第 170 条-Q1 「内部モデル手法担当者」とは、具体的にどのような者を指しますか。

(A)

「内部モデル手法担当者」とは、内部モデル手法を用いて計測を行う担当者を指します。内部モデル手法の開発者や検証者は該当しません。

<取締役会その他これに類する機関>

【関連条項】第 170 条第 1 項第 6 号

第 170 条-Q2 「取締役会その他これに類する機関」とは、具体的にどのような機関を指しますか。

(A)

「取締役会その他これに類する機関」とは、取締役会を設置している場合は取締役会、取締役会以外の意思決定機関を設置している場合は取締役会と同等の意思決定機関を指します。

<検証基準(検証の手法)>

【関連条項】第 171 条第 1 項第 1 号ロ

第 171 条-Q1 内部モデル手法の検証の手法の具体例を教えてください。

(A)

内部モデル手法の検証に使用される手法は様々であり、各社において適切なものを選択する必要がありますが、例えば以下の手法が考えられます。

- ① 感応度分析
- ② ストレストテスト、シナリオテスト及びリバースストレスト
- ③ バックテスト
- ④ 安定性テスト(内部モデル手法の結果が安定的かつ頑健であることを評価するためのテスト)
- ⑤ 損益の帰属分析(損益の源泉と内部モデル手法が捉えているリスクの整合性分析)
- ⑥ ベンチマーキング及び代替的手法・モデルを用いた検証

<検証基準(検証の手法)>

【関連条項】第 171 条第 1 項

第 171 条-Q2 第三者ベンダーのモデルを使用する場合において、当該第三者ベンダーによる検証を考慮して承認の基準の適合状況を評価するに当たって留意すべき事項はありますか。

(A)

第三者ベンダーが行った検証や文書化資料等を承認審査における説明資料として活用し、適合状況の評価をすることは可能ですが、第三者ベンダーの資料を当局へ提出することに関する第三者ベンダーとの合意等については各社でご対応ください。

なお、内部モデル手法を使用する主体は申請社であるため、第三者ベンダーが行った検証や文書化資料等が、申請社の内部統制のもとで適切に利用され、必要に応じて内容の補完等が行われる必要があると考えられます。例えば、申請社のリスク・プロファイルや保有契約ポートフォリオ等の個社事情を勘案し、必要に応じて第三者ベンダーとコミュニケーションを取ることや、申請社において追加的な検証や文書化等の対応を行うことが必要になると考えられます。

<文書化基準>

【関連条項】第 172 条

第 172 条-Q1 内部モデル手法について、文書化すべき内容の具体例を教えてください。

(A)

内部モデル手法について、文書化すべき内容としては、例えば以下の事項が考えられます。

- ① 第 172 条第 2 号関連(エキスパート・ジャッジメント)
 - a. エクスパート・ジャッジメントに基づき設定されたデータ、前提条件又は計算手法

- b. 当該データ、前提条件又は計算手法を使用することが結果に与える影響
 - c. エキスパート・ジャッジメントの根拠(特に複数の合理的な選択肢が存在する場合には、選択肢ごとの主要な差異や当該差異に対する考察を踏まえた選択の適切性の確認等)
 - d. 関与した専門家及び専門家の適格性に関する情報(例えば経歴や関連する業務に従事した年数等)
 - e. 承認者を含む実施プロセス
- ② 第 172 条第 3 号関連(経営管理態勢)
- a. 各関係者の役割及び責任
 - b. 報告系統
 - c. 内部モデル手法の開発・運用者と利用者(内部モデル手法を用いて意思決定を行うもの)の業務分掌
- ③ 第 172 条第 5 号関連(その他参考となるべき事項)
- a. 使用するモデル及びその特徴
 - b. リスク特性及び晒されているリスクに関する詳細
 - c. 内部モデル手法の開発や重大な変更の内容
 - d. 内部モデル手法が有効に機能しない状況
 - e. 第三者ベンダー等のモデル、データ及びソフトウェア等(以下、「モデル等」という。)を使用する場合における当該モデル等を使用することの適切性の説明(他のモデル等との比較を含む。)
 - f. 第三者ベンダーのモデルを使用する場合における当該モデルの使用方法に関する情報(例:行った調整)
 - g. 第三者ベンダーのモデルを使用する場合における当該モデルの使用方法に対する制約(例:オプション及びパラメータの使用に関する制約、行い得る調整に関する制約)

<文書化基準>

【関連条項】第 172 条第 4 号

第 172 条-Q2 内部モデル手法の技術的な仕様の文書が、「専門的知識のある第三者が健全な判断を下すことを可能にする程度に適切かつ十分なもの」とするために留意すべきことはありますか。

(A)

内部モデル手法の技術的な仕様の文書化は、モデル管理全般に影響する重要な要素であり、内部モデル手法に係る承認の基準の適合状況を判断するための重要な基礎資料であると考えられます。

例えば、以下の観点を考慮し、重要性も勘案して網羅的に不足のない技術的な仕様の文書化が必要になると考えられます。

- ① データ、前提条件又は計算方法に関する記載が概括的であり、実際の算出プロセスが十分に把握できない状態(いわゆる、ブラックボックス状態)となっていないか。
- ② データ、前提条件又は計算方法の決定に至った理由及びそれに資する分析、代替案の検討等の記載が不足していないか。

また、適切かつ十分な文書化が一時的になされているだけでなく、適切に管理されるための内部統制が構築、運用されている必要があります。

第7章 子会社の取扱いに関する特例

第1節 子会社株式の取扱い関係

<子会社株式に係る特例手法における取扱い>

【関連条項】第173条

第173条-Q1 子会社株式に係る特例手法の適用を検討する際に留意すべき事項はありますか。

(A)

子会社株式に係る特例手法は、子会社におけるリスク実態を適切に反映させることを主な目的としたものであり、特に、単体ベースの計算結果を連結ベースの計算結果とすることで、計算事務を省略することを主な目的としたものではありません。適用検討の際は当該趣旨を念頭にご検討ください。また、届出を頂く際に、当該特例手法の適用理由についてお伺いすることがあります。

<子会社株式に係る特例手法における取扱い>

【関連条項】第173条

第173条-Q2 子会社株式に係る特例手法を適用する際に、孫会社(子会社株式に係る特例手法採用社の子会社の子会社)も連結対象会社に含まれる場合、子会社株式に係る特例手法採用社の貸借対照表において当該孫会社株式は直接認識されておりませんが、当該孫会社株式はどのように取り扱うべきでしょうか。

(A)

次の手順により、孫会社株式に対しても子会社株式に係る特例手法を適用するものとして計算してください。なお、孫会社の子会社が連結対象会社に含まれる場合等も同様です。

- ① 当該孫会社の親会社にあたる(子会社株式に係る特例手法採用社の)子会社の子会社株式に対して第173条の規定を適用することにより、当該子会社の貸借対照表上の資産、負債及び純資産を認識する。このプロセスにより、当該孫会社株式が認識される。

- ② ①により認識した当該孫会社株式に対して同条の規定を適用することにより、当該孫会社の貸借対照表上の資産、負債及び純資産を認識する。

<子会社株式に係る特例手法における取扱い>

【関連条項】第 173 条

第 173 条—Q3 連結対象会社に外国の会社を有しており、当該外国の会社は国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に基づいた数値のみ作成しています。この場合、当該外国の会社に対して、どのように子会社株式に係る特例手法を適用すればよいですか。

(A)

子会社株式に係る特例手法は、単体ベースの規制であることから、出発点となる会計ベースの貸借対照表は、子会社株式に係る特例手法採用社単体の日本基準のものであることが想定されています。この場合、当該外国の会社の子会社株式に係る特例手法を適用する際は、原則として、日本基準に基づいた当該外国の会社の数値により計算する必要があります。

一方で、質問に記載された状況においては、その実務負荷等を鑑み、当該外国の会社に係る数値は、IFRS に基づいたものにより計算できるものとします。この際、IFRS に基づいて認識した額に対し、第 8 章「特例企業会計基準等適用法人等に関する特例」の規定に基づき、組替え及び評価替えを実施する必要があります。また、日本基準と IFRS で勘定科目が相違することも考えられますが、この場合、勘定科目の性質や重要性を踏まえて適切な日本基準の勘定科目に計上してください。

<子会社株式に係る特例手法の適用対象>

【関連条項】第 174 条

第 174 条—Q1 連結対象会社には、第 1 条第 9 項の連結子会社等に該当するものは、全て含まれますか。

(A)

ご理解のとおりです。

<子会社株式に係る特例手法適用時の計算>

【関連条項】第 175 条

第 175 条—Q1 子会社株式に係る特例手法を適用する場合、Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段の発行者は報告保険会社等だけを指しますか。

(A)

ご理解のとおりです。

なお、子会社株式に係る特例手法を適用した場合、算入制限のある Tier1 資本調達手

段及び Tier2資本調達手段の劣後性の要件における「保険契約者」及び「他の非劣後の債権者」は、報告保険会社等のものを指します。

第2節第2款 控除合算手法関係

<適格資本の額に負債性資本調達手段が算入される額>

【関連条項】第179条第2項第1号口(2)

第179条-Q1 第179条第2項第1号口において控除する控除合算手法適用子会社が保有する原則手法適用会社の資本調達手段に係る資産の額(同号口(2))の限度額「原則手法適用会社の適格資本の額に当該負債性資本調達手段が算入される額」はどのように計算すべきですか。

(A)

当該控除は、控除合算手法適用子会社が保有する原則手法適用会社の資本調達手段が控除合算手法適用子会社を連結の範囲に含めた場合に相殺消去されることを踏まえた適格資本の額の調整です(※)。当該限度額は、この調整に当たり、原則手法適用会社における算入制限等によって適格資本の額に算入されていない資本調達手段の額については調整の対象外とするためのものです。

(※)原則手法適用会社が控除合算手法適用子会社の資本調達手段を保有している場合には、第181条第1項第3号において原則手法適用会社の適格資本の額を調整します。

当該限度額は、「原則手法適用会社の適格資本の額」と「当該負債性資本調達手段が適格資本の要件を満たさないと仮定した場合における原則手法適用会社の適格資本の額(ただし、当該負債性資本調達手段が適格資本の要件を満たさなくなることにより経済価値評価及び所要資本計測の対象となることの影響を考慮する必要はありません。)」との差額として計算してください。なお、控除合算手法適用子会社が保有する原則手法適用会社の負債性資本調達手段が複数存在する場合は、原則手法適用会社の適格資本の額と当該保有する原則手法適用会社の負債性資本調達手段の全てが適格資本の要件を満たさないと仮定した場合における原則手法適用会社の適格資本の額との差額を、各社が適切と考える方法により、個別の負債性資本調達手段に割り当てることにより計算してください。

【例】

負債性資本調達手段 A(控除合算手法適用子会社 A が保有)及び B(控除合算手法適用子会社 B が保有)が原則手法適用会社の資本調達手段に該当する場合

- ① 資本調達手段 A の貸借対照表等計上額: 120
- ② 資本調達手段 B の貸借対照表等計上額: 80
- ③ 原則手法適用会社の適格資本の額: 300

- ④ 資本調達手段 A 及び B が適格資本の要件を満たさないと仮定した場合における原則手法適用会社の適格資本の額: 160

この場合、資本調達手段 A に係る「原則手法適用会社の適格資本の額に当該負債性資本調達手段が算入される額」:

$$(\text{③} - \text{④}) \times \frac{\text{①}}{\text{①} + \text{②}} = (300 - 160) \times \frac{120}{120 + 80} = 84$$

資本調達手段 B に係る「原則手法適用会社の適格資本の額に当該負債性資本調達手段が算入される額」:

$$(\text{③} - \text{④}) \times \frac{\text{②}}{\text{①} + \text{②}} = (300 - 160) \times \frac{80}{120 + 80} = 56$$

(※)ここでは、原則手法適用会社の適格資本の額と控除合算手法適用子会社が保有する原則手法適用会社の負債性資本調達手段の全てが適格資本の要件を満たさない場合における適格資本の額との差額を、貸借対照表等計上額に基づいて個別の負債性資本調達手段に比例的に割り当てています。

なお、第 179 条第 2 項第 1 号ロ(1)の「当該他の控除合算手法適用子会社が所在する法域における法第 130 条第 1 号又は第 271 条の 28 の 2 第 1 号に掲げる額に相当する額に当該負債性資本調達手段が算入される額」及び第 181 条第 1 項第 3 号の「当該控除合算手法適用子会社が所在する法域における法第 130 条第 1 号又は第 271 条の 28 の 2 第 1 号に掲げる額に相当する額に当該負債性資本調達手段が算入される額」についても、同様の考え方に従い計算してください。

<控除合算手法適用子会社の子会社が原則手法適用会社の場合の取扱い>

【関連条項】第 181 条第 1 項第 1 号、同項第 2 号

第 181 条-Q1 控除合算手法適用子会社の子会社が原則手法適用会社の場合、原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートはどのように作成すればよいですか。

(A)

第 181 条第 1 項第 1 号及び第 2 号のとおり、控除合算手法適用子会社を連結の範囲から除外して作成してください。

例えば、以下の B 社、C 社を連結子会社等とする A 社の連結ベースの計算において控除合算手法を適用する場合は、B 社を連結の範囲から除いて、原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートを作成してください。

- A社:報告保険会社等(原則手法適用会社)
- B社:A社の子会社(控除合算手法適用子会社)
- C社:B社の子会社(原則手法適用会社)

【例】

A社単体バランスシート(原則手法適用会社)

資産		負債	
B社子会社株式	100	その他負債	80
		純資産	
		資本金	10
		資本剰余金	10

B社単体バランスシート(控除合算手法適用子会社)

資産		負債	
現金	200	その他負債	150
C社子会社株式	50	純資産	
		資本金	100

C社単体バランスシート(原則手法適用会社)

資産		負債	
現金	100	その他負債	50
		純資産	
		資本金	25
		資本剰余金	25

原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートは、以下の控除合算手法適用子会社を連結の範囲から除いた連結貸借対照表(連結の範囲等調整後)を基礎として、第3章の規定を準用して作成したものととなります。

控除合算手法適用子会社を連結の範囲から除いた連結貸借対照表(連結の範囲等調整後)

資産		負債	
現金	100	その他負債	130
B社子会社株式	100	純資産	
		資本金	35

<控除合算手法適用子会社が保有する原則手法適用会社の資本調達手段に係る資産の額>

【関連条項】第 181 条第 1 項第 3 号

第 181 条-Q2 第 181 条第 1 項第 3 号ただし書について、第 40 条第 3 号に含めるべき金額の具体例を示してください。

(A)

第 181 条-Q1 の計算例の場合、A 社(原則手法適用会社)が保有する「B 社(控除合算手法適用子会社)の資本調達手段に係る資産」である B 社子会社株式 100 を第 40 条第 3 号「自己の Tier1 資本調達手段への投資」に含めてください。

この場合の、原則手法適用会社の適格資本は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{資本金}(35) + \text{資本剰余金}(35) - \text{自己の Tier1 資本調達手段への投資}(100) \\ & = -30 \end{aligned}$$

(※)簡便化のためここでは資本金、資本剰余金以外の要素は考慮しておりません。

なお、これにより第 40 条第 3 号「自己の Tier1 資本調達手段への投資」に含めた金額は、第 47 条第 3 項第 3 号及び第 48 条第 1 号の規定により、原則手法適用会社の所要資本の計算対象から除外されます。

<控除合算手法適用子会社が信用リスク削減手法の提供者である場合の取扱い>

【関連条項】第 181 条第 1 項第 4 号

第 181 条-Q3 第 181 条第 1 項第 4 号において、第 5 章及び第 6 章の規定を準用して原則手法適用会社の所要資本を算出するにあたり、控除合算手法適用子会社が提供する信用リスク削減手法のリスク削減効果を認識できますか。

(A)

第 181 条第 1 項第 4 号において準用する第 148 条に規定する適格保証等について、控除合算手法適用子会社が保証人又はプロテクション提供者の場合は、リスク削減効果を認識できません。

また、同号において準用する第 140 条第 3 項第 1 号の LTV 比率の分子について、控除合算手法適用子会社が抵当権その他の担保権の設定者の場合は、担保に付された不動産により保全された基準日時点のエクスポージャーを加える必要はありません。

<相殺消去を反映した額への適切な調整>

【関連条項】第 181 条第 1 項第 4 号、第 5 号

第 181 条-Q4 第 181 条第 1 項第 5 号の「当該規定における相殺消去を反映した額に適切に調整する」とは具体的にどのように調整することを指しますか。

(A)

第 181 条第 1 項第 4 号のただし書は、控除合算手法を適用しない場合、連結財務諸表において相殺消去される項目が所要資本の計測対象外となることと整合的に、これらの項目を原則手法適用会社の所要資本の計測対象外とすることができるものとする規定です。

第 181 条第 1 項第 5 号は、第 181 条第 1 項第 4 号のただし書の規定を適用する場合、当該ただし書の規定と同様に、控除合算手法適用子会社の所要資本(第 179 条第 2 項第 2 号ロ)においても、連結財務諸表において相殺消去される項目について適切に調整することを求める規定です。具体的には、連結財務諸表において相殺消去される項目を除外した上で法第 130 条第 2 号又は第 271 条の 28 の 2 第 2 号に掲げる額に相当する額を再計算した額としてください。

なお、第 181 条第 1 項第 4 号のただし書の規定を適用する場合、控除合算手法適用子会社を連結の範囲に含めた場合に連結財務諸表規則第 9 条に規定するところと整合的に相殺消去される項目の一部に選択的に適用することはできず、当該項目の全部に適用する必要があります。従って、第 181 条第 1 項第 5 号の規定も、当該項目の全部に適用してください。

第 8 章 特例企業会計基準等適用法人等に関する特例

<IFRS 適用子会社の取扱い>

【関連条項】第 183 条、184 条、185 条

第 183 条-Q1 日本基準を適用している会社において IFRS を適用している海外子会社を有しており、会計上の連結貸借対照表において、当該海外子会社に係る数値は IFRS に基づくものを使用している場合、第 8 章の規定を当該海外子会社について適用することは認められますか。

(A)

記載されている場合においては、当該海外子会社について第 8 章の規定を適用することは認められます。

<IFRS 適用社の経済価値ベースのバランスシートの作成>

【関連条項】第 184 条

第 184 条-Q1 特例企業会計基準等適用法人等(IFRS 適用社)の連結ベースの計算における経済価値ベースのバランスシートの作成方法を教えてください。

(A)

第 184 条柱書に記載のとおり、財政状態計算書(連結の範囲調整後)を基礎として第 3 章の規定の全てを準用し、加えて第 184 条各号に掲げている方法により、経済価値ベースのバランスシートを作成してください。なお、第 3 章の規定を準用するに当たっては、当該章における「貸借対照表等」を「財政状態計算書(連結の範囲調整後)」と適宜読みかえる等適切に対応する必要があります。

別表

<インフラ投資>

【関連条項】別表 12

別表 12-Q1 別表 12 のインフラ投資の要件のうち、第 1 号の該当例及び非該当例を教えてください。

(A)

別表 12 第 1 号の該当例及び非該当例として、以下の表に掲げるものに係る事業者等に対する投資が考えられます。ただし、該当例に挙げられているものであっても、別表 12 の各要件及び別表 12 に関する Q&A に記載の内容を踏まえ、インフラ投資に該当するかどうかを判断する必要があります。また、非該当例に挙げられているものであっても、別表 12 の各要件及び別表 12 に関する Q&A に記載の内容を踏まえた上でインフラ投資に該当すると判断することは否定されるものではありません。

分類	該当例	非該当例
イ. 水道	<ul style="list-style-type: none"> 給水・配水システム 廃水回収・処理システム 	<ul style="list-style-type: none"> 水道管の漏水修理(給水・廃水システムの保守・修理の一環でない場合)
ロ. 廃棄物管理	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の管理、処理又はリサイクルを専門に行う施設 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄する車両のパーツで他の車両を修理する施設
ハ. エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 発電、送電、配電、蓄電又は地域熱供給に係る設備・施設 	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車に使用されるバッテリー 住宅の断熱材
ニ. 交通	<ul style="list-style-type: none"> 空港、港湾、道路、鉄道網 公共交通機関用車両・航空機・船舶 地上交通機関用機器 代替交通機関用施設(充電・給油ステーション) 	<ul style="list-style-type: none"> 車両・航空機・船舶の製造 航空機のスペアパーツ、修理
ホ. デジタル資産	<ul style="list-style-type: none"> ブロードバンド機器、光ファイバー、通信塔、データセンター等 	<ul style="list-style-type: none"> 電話機の製造・販売 インターネットサービスプロバイ

	のデジタル・通信の中核インフラ	ダ
へ. 社会インフラ資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央政府その他これに類する機関によって規制・管理されている裁判所、刑務所、少年院、学校、大学、図書館、難民キャンプ、補助金が支給される住宅・公営住宅、病院 ・ 公共の目的を有する民間運営の社会福祉施設 	-

<インフラ投資>

【関連条項】別表 12

別表 12-Q2 別表 12 のインフラ投資の要件のうち、第 2 号「インフラ資産から生じる収益の予測可能性が高いこと。」を満たすかどうかはどのように判断すればよいですか。

(A)

「インフラ資産から生じる収益の予測可能性が高いこと。」は、具体的には以下のいずれかから判断することが考えられます。

- ① インフラ資産から生じる収益が、アベイラビリティ・ベース(インフラ事業者等の運営・管理のパフォーマンスに対して政府等が一定の対価を支払うことをいう。)であること。
- ② インフラ資産から生じる収益が、総括原価方式(サービスや商品の提供に伴う全ての費用に、一定の報酬を上乗せすることで価格を決定する方式をいう。)に基づいていること。
- ③ コンセッション方式(施設等の所有権を保有したまま、事業運営権を長期にわたり付与する方式をいう。)を通じてインフラ事業者等における需要減少リスクや価格リスクを軽減することにより、契約上又は規制上、インフラ資産から生じる収益の確実性が高いと判断できること。
- ④ インフラ資産から生じる収益が、テイク・オア・ペイ契約(買い手が契約量の一部を引き取らない場合でも、契約量の全量相当の代金の支払いを義務付ける契約をいう。)等のオフテイク契約その他これに類するものに基づいていること。
- ⑤ インフラ資産に係る事業・サービスの需要が経済環境等にかかわらず安定的であること。

<インフラ投資>

【関連条項】別表 12

別表 12-Q3 別表 12 のインフラ投資の要件のうち、第 4 号「インフラ事業体等の信用力、財務状況、事業内容、及びリスク削減のための措置その他これらに類するものにより、当該インフラ投資に伴うリスクが軽減されていることを実証できること。」を満たすかどうかはどのように判断すればよいですか。

(A)

「インフラ事業体等の信用力、財務状況、事業内容、及びリスク削減のための措置その他これらに類するものにより、当該インフラ投資に伴うリスクが軽減されていることを実証できること。」は、インフラ企業、インフラ・プロジェクト事業体それぞれについて、具体的には以下のとおりです。

【インフラ企業】

以下の①から③までに掲げる全ての観点から判断することが考えられます。

- ① 以下のいずれにも該当することにより、インフラ企業の信用力が高いことを示せること。なお、資本性投資の場合にあっては、発行者の格付区分が 4 又は 4 より上位の場合には、インフラ企業の信用力が高いとみなすことができる。
 - a. 関連する財務比率の分析に基づく保守的な仮定の下で、その債務を返済することが可能な資本構造であること。
 - b. 当該インフラ企業は、少なくとも 3 年間(資本性投資にあっては 5 年間)にわたり、インフラ資産に係る事業で活動していること。ただし、インフラ資産に係る事業を買収した場合にあっては、当該期間にわたり、当該事業が運営されていること。
- ② インフラ企業の収益が多数の利用者からの支払いによらない場合、契約上又は規制上の枠組みにおいて、商品やサービスの契約購入者によるプロジェクトの終了がもたらす損失から投資家を効果的に保護する条項が含まれており、かつ、契約購入者の信用状態が良好であること(※)又は投資家に重大な損失を与えることなく契約購入者が代替可能であることを要求する条項が含まれていること。

(※)契約購入者が中央政府等又は格付区分が 4 若しくは 4 より上位のその他の事業体である場合、信用状態が良好であるものとする。
- ③ 総括原価方式若しくはテイク・オア・ペイ契約の対象又は収益がアベイラビリティ・ベースでない限り、インフラ資産から生じる収益が活動内容、地域、支払者等の観点から分散されていること。

【インフラ・プロジェクト事業体】

以下の①から⑥までに掲げる全ての観点から判断することが考えられます。

- ① プロジェクトのリスクに関連する持続的なストレス状況下においても、インフラ・プロジェクト事業体が財政的義務を果たせると判断できること。
- ② インフラ・プロジェクトが、投資家に以下を含む高度な保護を提供する規制上又は契約上の枠組みによって管理されていること。

- a. インフラ・プロジェクトの収益が多数の利用者からの支払いによらない場合、契約上又は規制上の枠組みにおいて、商品やサービスの契約購入者によるプロジェクトの終了がもたらす損失から投資家を効果的に保護する条項が含まれており、かつ、契約購入者の信用状態が良好であること(※)又は投資家に重大な損失を与えることなく契約購入者が代替可能であることを要求する条項が含まれていること。
(※)契約購入者が中央政府等又は格付区分が4若しくは4より上位のその他の事業体である場合、信用状態が良好であるものとする。
 - b. 緊急時の資金調達や運転資金需要に対応するため、十分な準備金やその他の財務上の取決めがあること。
 - c. 負債性投資の場合にあつては、契約上の枠組みにおいて、インフラ・プロジェクトの資産及び契約の担保・保証等、純営業キャッシュ・フローの使用の制限、投資及び活動の制限、新規負債の発行の制限を含む債権者保護のための強固な措置が提供されていること。ただし、保険会社等がインフラ・プロジェクトの資産及び契約の担保・保証等が、投資の大部分を効果的に保護又は回収するために不可欠でないことを実証できる場合、株式担保、プロジェクトへの介入権、銀行口座の先取特権、キャッシュ・フローの管理又は契約の譲渡に関する条項のうち少なくとも1つを含む債権者保護のための措置に依拠することができる。
- ③ インフラ・プロジェクトのマネジメントに係るリスクが大幅に軽減されていることを以下の全ての要素をもって実証できること。
- a. インフラ・プロジェクトを成功に導いたスポンサーの専門知識と実績があること。
 - b. スポンサーが他の投資家の利益を保護するためのインセンティブが確立されていること。
 - c. スポンサーの債務不履行による投資家のエクスポージャーが限定されていること。
 - d. 合意された仕様、予算、完了日に従ったプロジェクトの完了を確保するためのセーフガード(例えば、完了保証や経験豊富な建設業者の関与、予定損害賠償額に関する適切な契約条項等)が確立されていること。
 - e. 試験済みの技術や設計を使用していること。
- ④ 資本性投資の場合にあつては、インフラ・プロジェクトが少なくとも5年間にわたり運用段階にあること。
- ⑤ インフラ・プロジェクトが直面する財務リスクが大幅に軽減されていることを以下の全ての要素をもって実証できること。
- a. 関連する財務比率の分析に基づく保守的な仮定の下で、その債務を返済することが可能な資本構造であること。
 - b. インフラ・プロジェクトのリファイナンスリスクが低いこと。
 - c. インフラ・プロジェクトがデリバティブをリスク軽減目的でしか使用していないこと。
 - d. 負債性投資の場合にあつては、法定請求権以外の全ての請求権に対して、イン

- フラ・プロジェクトの債務が同等又はそれ以上に位置付けられていること。
- ⑥ インフラ・プロジェクトの運営に係るリスクが重大な場合は、当該リスクが適切に管理されていること。

<インフラ投資>

【関連条項】別表 12

別表 12-Q4 各インフラ事業体等について、収益の高い予測可能性やリスクの軽減をもたらす要素の具体例を教えてください。

(A)

各インフラ事業体等について、例えば以下のものが収益の高い予測可能性やリスクの軽減をもたらす要素として挙げられます。ただし、規制上又は契約上、外形的にこれらの要素が含まれているかどうかだけでなく、それぞれの内容を踏まえて各要件を満たすことを確認してください。

分類	収益の高い予測可能性やリスクの軽減をもたらす要素
イ. 水道	・ 長期コンセッション、価格設定、資産収益率、利益率に関する規制
ロ. 廃棄物管理	・ 地方自治体や議会が関与する長期的なコンセッション
ハ. エネルギー	・ 長期コンセッション、価格設定、資産収益率、利益率に関する規制
ニ. 交通	・ 地方自治体や議会が関与する長期的なコンセッションや合意 ・ 当該インフラ資産に係るサービスに対する需要
ホ. デジタル資産	・ 長期契約(主に企業間取引)
ヘ. 社会インフラ資産	・ 社会インフラ資産が、関連する政府の社会政策又は社会の公共的ニーズに合致していること

その他

<中間期末における計算>

【関連条項】全般

Q1 中間期末のソルベンシー・マージン比率は、どのように計算すればよいですか。

(A)

告示上明記がある場合を除き、原則として、年度末と同様の計算方法となります。

特に保険負債の割引率、資産の時価、ファンド等の間接的なエクスポージャーに係るルックスルー等の経済前提、市場情報については、経済価値ベース評価の意義や市場の変動性等を踏まえると、中間期末の経済環境を前提に評価すべきと考えられます。

他方で、非経済前提や会社固有のストレス・リスク係数(以下本項において「USP」という。)等は、一定期間のデータ(例えば、USP の場合は 10 年以上等)に基づき設定する実

務も想定され、直近年度末から中間期末にかけて大きな環境の変化等が認められない場合は、直近年度末からの変更を取込む必要性は必ずしも高くないと考えられ、直近年度末と同様のものとするといった簡便的な取扱いをすることが考えられます。具体的な例としては、以下が挙げられます。

- ① 実績の発生率や保険契約ポートフォリオ等に直近年度末からの大きな変動(ただし、実績の発生率については一時的な要因等による変動を除く。)が認められない場合、非経済前提を更新しない。
- ② 生命保険リスク・損害保険リスクで USP を適用する会社において、実績の発生率や保険契約ポートフォリオ等に直近年度末からの大きな変動が認められない場合、USP を更新しない。